

平成30年 第4回定例会

喜界町議会会議録

平成30年12月7日 開会

平成30年12月14日 閉会

喜 界 町 議 会

平成30年第4回定例会会議録目次

第1号(12月7日)(金曜日)

1、開 会	5
1、開 議	5
1、会議録署名議員の指名	5
1、会期の決定	5
1、諸般の報告	5
1、一般質問	7
1. 生駒 弘議員	8
【学校教育について】	
2. 峰山恵喜光議員	10
【クリーンセンターの損壊による町民生活の影響について】	
【家屋の台風災害について】	
3. 良岡理一郎議員	18
【老人福祉施設の民営化について】	
【自然災害対策について】	
【ペットボトルの回収袋について】	
4. 河上弘仁議員	35
【災害復旧について】	
【集落内の排水路の見直しについて】	
5. 幸 一美議員	39
【湾集落内で発生した爆弾の爆発事故について】	
1、報告第11号～12号上程	42
(町長報告)	
1、承認第13号～15号上程	43
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、同意第4号上程	45
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、議案第59号～65号上程	46
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、議案第66号～68号上程	48
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、散 会	49

第2号(12月14日)(金曜日)

1、開 議	52
1、各常任委員長報告	52

(議案第59号)	
1、産業福祉常任委員長報告	58
(議案第60号～65号)	
1、産業福祉常任委員長報告	61
(議案第68号)	
1、産業福祉常任委員長報告	62
(陳情第3号)	
1、総務文教常任委員長報告	63
(議案第66号～67号)	
1、議案第69号上程	68
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、同意第5号上程	69
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、議員派遣の件について	70
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	70
1、閉 会	71

平成 30 年第 4 回喜界町議会定例会

平成 30 年 12 月議会

平成30年第4回喜界町議会定例会会期日程

12月7日開会～12月14日閉会 会期8日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
12	7	金	本会議（開 会）	議案上程・一般質問	
	8	⊕	休 日		
	9	Ⓜ	休 日		
	10	月	常任委員会	付託議案審査	
	11	火	休 会		
	12	水	休 会		
	13	木	休 会		
	14	金	最終本会議	委員長報告・他	

平成 30 年第 4 回喜界町議会定例会

平成 30 年 12 月 7 日

(第 1 日)

平成30年第4回喜界町議会定例会

平成30年12月7日（金曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

(1) 議長報告

○日程第4 一般質問

通告順

1. 生駒 弘君

【学校教育について】

2. 峰山恵喜光君

【クリーンセンターの損壊による町民生活の影響について】

【家屋の台風災害について】

3. 良岡理一郎君

【老人福祉施設の民営化について】

【自然災害対策について】

【ペットボトルの回収袋について】

4. 河上弘仁君

【災害復旧について】

【集落内の排水路の見直しについて】

5. 幸 一美君

【湾集落内で発生した爆弾の爆発事故について】

○日程第5 報告第11号 平成29年度マテリアルリサイクル推進施設新築工事の工事請負変更契約の締結について

○日程第6 報告第12号 平成30年度防災関連施設（自然休養村管理センター）改修工事（第2期工事）の工事請負変更契約の締結について

○日程第7 承認第13号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について

○日程第8 承認第14号 平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について

○日程第9 承認第15号 平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の

専決処分について

- 日程第10 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第59号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第60号 平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第61号 平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第62号 平成30年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第63号 平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第64号 平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第65号 平成30年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第66号 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第67号 喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第68号 喜界町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	榮 優太君	2番	野間 弘也君
3番	良岡 理一郎君	5番	峰山 恵喜光君
6番	河上 弘仁君	7番	幸 一美君
8番	榮 哲治君	9番	生駒 弘君
10番	安田 英次郎君	11番	里村 忠弘君
12番	上間 一寛君	13番	外内 千里君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 幸田 勝光君 事務局 長 補佐 沖 康仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇君	副 町 長	嶺 義久君
教 育 長	積山 泰夫君	総 務 課 長	金江 茂君
企画観光課長	富 充弘君	住 民 課 長	秋田 達磨君
保健福祉課長	吉行 進君	税 務 課 長	武藤 裕和君
農業振興課長	吉沢 伸一君	建 設 課 長	加島 英郎君
水環境課長	竹内 功君	会 計 管 理 者	愛津 克浩君
老人福祉施設長	徳 勝志君	農委事務局 長	岩松 利和君
消 防 分 署 長	前泊 哲治君	教委総務課 長	菊地 典子君
生涯学習課長	來 和法君	あゆみ幼稚園 長	乾 みち子君
行政管理 監	中村 幸雄君		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

おはようございます。ただいまから、平成30年第4回喜界町議会定例会を開会します。

△ 開 議

○議長（外内千里君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（外内千里君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、良岡理一郎君及び峰山恵喜光君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（外内千里君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から14日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から14日までの8日間と決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（外内千里君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。9点ございます。

1点目、10月21日、鹿児島県婦人会館で鹿児島県喜界会敬老会に出席いたしました。対象者が450名ほどいらっしゃる中、70名ほどの方が出席しているとの説明を受け、郷友会も高齢化が問題になっているということを感じました。しかしながら、会場の皆様の顔ぶれを拝見すると、それぞれの道に秀でた方、芸能に多彩な方が多いことにびっくりいたしました。

また、23日には、鹿児島県総合体育センターで、県戦没者追悼式が開催されました。知事、戦没者遺族、県選出の国会議員代理、県会議員、市町村長、議長等関係者が参列し、本町からは遺族代表、担当課長と私の3名が参列し、献花させていただきました。

2点目、11月3日、ホテルレクストンにおいて、「はじめまして、出身は奄美群島です。世界大会」の名称で、世界各国からいらした奄美出身者の歓迎会が開催されました。群島市町村会が開催したもので、北・南カリフォルニア、ブラジル、ミャンマー、ソウル、ニューヨーク、シンガポール、タイのそれぞれの鹿児島県人会の44名の方が出席され、市町村長と議長との交流会をいたしました。2世、3世の方々が必要な出会者で、会話が充分通じない方もいらっしゃいましたが、有意義な情報交換ができたと思います。

翌日は、鹿児島奄美会創立100周年記念式典・祝賀会が開催されました。式典は400名ほどの方々が出会され、嘉味田会長の式辞、三反園知事、金子衆議院議員、市町村長代表の奄美市長、外国奄美会代表として南カリフォルニア奄美会会長の西元氏の祝辞の後、歴代会長等の永続功労者表彰が行われました。

祝賀会では、祝部、祝い唄、乾杯の後、各市町村から歌、舞踊、郷土芸能、マジックショー、空手演武、踊りと、盛りだくさんの舞台が繰り上げられました。最後に会場全体で六調で盛り上がりました。

3点目、11月9日、鹿児島において、鹿児島県高齢者医療広域連合議会議員研修会が開催されました。19日に開催された第2回定例会の内容の説明と、一般質問、議案質疑、討論等の通告書の提出について、平成29年度主要施策、成果説明、議案の説明がなされ、19日の本会議において議長に山口たけし鹿児島市議会議長を選出し、副連合長に長島町の川添健氏に同意、平成29年度決算認定、そのほか議案について原案可決しております。

翌10日には、伊佐市市政10周年記念式典歓迎会交流会が大ログリーンホテルで開催されました。交流会には、友好都市であります西之表市長、議長、大韓民国南海郡から議員の皆さん11名、各地の郷友会の方とともども私と積山教育長が案内され、川畑さおりさん、界眞子さんが舞台を務めてくださいました。川畑さん、界さんの熟練された島唄で大いに盛り上がりました。

翌11日の式典では、近隣市町村長、議員の皆さんが参列する中、壇上で紹介を受け、大変感激しております。

4点目、11月14日、与論町において奄美群島市町村議会議長会、各種協議会が開催されております。議長会では、市町村会で緊急提案されました自動車教習所で開催されております試験の開催を月2回に増やすよう働きかける要望を議長会連名で提出する案が採択されております。

翌日の視察では、スポーツくじを活用した与論町多目的運動広場整備事業と、ヨロンアイランドファーム株式会社の奄美・黒ホロホロ鳥の加工場と飼育状況などを視察しました。

11月17日、18日は、天城町で開催されました第31回奄美群島農業祭の交流会、式典、現地視察がありました。式典は、天城町防災センターで開催され、会長であります川島町長の開会挨拶、来賓祝辞、奄美群島農政推進協議会、農業委員連絡協議会、糖業振興会等の表彰、地元天城町の各種表彰の後、鹿児島大学高山准教授の鳥獣被害対策についてのお題で記念講演がありました。本町が抱えているカラス対策、鹿対策についても参考になる講演でした。視察は徳之島ダム、べにふうき茶園、バレイショ圃場、山猪工房あまぎ等を案内していただきました。

6点目、11月20日、東京において第37回離島振興市町村議会議長会全国大会が開催されました。国会議員の各党代表の祝辞をいただき、宣言では離島の厳しい現状を踏まえ、国の領域、

排他的経済水域で果たす役割を踏まえ、国による離島航路、空路の支援、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発措置法の延長を求め、12項目の決議、2項目の特別決議、14項目の実行運動方法を定め、頑張ろうコールで締めております。

翌21日には、NHKホールにおいて、安倍総理ほか大勢の国会議員を迎え、第62回町村議会議長会全国大会が開催されております。東日本大震災、熊本地震等からの復旧・復興、大規模災害対策の確立等、5項目の特別議決がなされ、25項目の要望、9目の地区要望を定めております。また、あわせて行われました第43回豪雪地帯町村議会議長会全国大会では、8項目の要望を決議しております。

大会終了の後、各地区代表による国会議員への協力要請では、与論町の議長とともに地元選出の金子衆議院議員に離島議長会、全国議長会の要望書をお渡ししてまいりました。

7点目、11月27日、鹿児島県離島町村議会議長会現地研修会が種子島でありました。市町村会の鎌田会長の地元である中種子町では、庁舎玄関で園児が旗でうれしい出迎えをしてくれ、庁舎内では職員全員が起立で出迎えてくださいました。さすがに会長の地元と感激いたしました。

研修は、町の取り組む全体の説明を受け、質疑応答の形で進められました。鳥獣被害対策の鹿の件の質問では、農地に入れない対策であるとの説明で、本町の現状については、鹿の繁殖力に触れ、早期に撲滅対策をするべきと指摘を受けました。また、独身男女交流イベントでは、平成20年から8組のカップルが誕生しているとの説明でした。

8点目、南種子町では、種子島宇宙センター視察後、宇宙留学制度について説明を受けました。平成8年から30年までの七つの小学校で715名の受け入れがあり、649名が終了し、申し込みは全国から1,430名で、学校の現状に合わせて受け入れているとの説明でした。また、成人式には卒業された留学生が参加し、町の応援団となっているそうです。

9点目、11月29日、東京へ中央要望活動に行つてまいりました。議会担当市町村は、喜界町、与論町、大和村で、市町村長と広域事務組合担当の4班体制で行われました。今年度で期限切れとなる奄美群島振興開発特別措置法の延長を目指し、来年度の予算措置への協力をお願いするもので、地元選出国會議員、各大臣、副大臣、政務官、各省庁担当課への要望活動を行つてまいりました。

以上で報告を終わります。

△ 日程第4 一般質問

○議長（外内千里君）

日程第4、一般質問を行います。

質問の通告があります。

質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。

学校教育について、生駒 弘君の発言を許可します。

生駒 弘君。

[生駒 弘君登壇]

○9番（生駒 弘君）

おはようございます。質問の前に、台風24号により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

去る11月7日、今年相次いだ自然災害から復旧・復興費用などを盛り込んだ2018年度補正予算が参議院本会議において全会一致で可決し成立いたしました。補正予算の総額は9,356億円で、公明党の強い要望を受け、被災者の生活、生業の再建や、公立小中学校の普通教室にエアコンを設置するための費用などが計上されました。

この夏、日本列島は災害級と言われるほどの暑さに見舞われ、愛知県では小学生が熱中症で亡くなるという痛ましい事故も起きました。酷暑が恒常化する中、子供たちにとって安全な学習環境を整えることは喫緊の課題ではないでしょうか。また、学校は大規模災害時には避難所として使われます。高齢者や病弱な人、乳幼児などが身を寄せることを考えても、エアコン設置の必要性は明らかであります。

学校へのエアコン設置は、これまで自治体が主体となって進めてきました。しかし、全国の公立小中学校38万教室のうち、約半数近い17万教室が未設置であります。設置率が100%の自治体がある一方で、ゼロ%のところもあるなど、自治体間の格差も拡大しています。設置が進まない理由として、財政負担が重いことが挙げられますが、しかし子供の命に係る施策が自治体の財政力によって左右されることがあってはならず、国の後押しが不可欠であります。

今回は、国は熱中症対策として、公立小中学校へのエアコン設置に822億円計上しています。エアコン設置費用に対する国の補助率は従来どおりの3分の1ですが、残る3分の2を全て地方債で充当できるようにし、その返済金の6割を国からの地方交付税で賄える仕組みを新設しています。これにより、実質的な地方負担の割合が26.7%に抑えられることとなります。

来年の夏から教室でエアコンを使えるようにするには、今から準備しないと間に合いません。2年前にもエアコン設置に関する質問をさせていただきましたが、このチャンスを利用して喜界町の小中学校の普通教室にエアコンを設置すべきだと思います。教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（外内千里君）

教育長、積山泰夫君。

[教育長積山泰夫君登壇]

○教育長（積山泰夫君）

生駒議員の御質問にお答えいたします。

まず、全ての普通教室にエアコン設置の件ですが、現在、喜界町の小中学校においては、エアコンは保健室、パソコン室、図書室などの特別室は以前から設置してあります。また、校長室、職員室、事務室、主事室、特別支援室については平成25年度に設置いたしました。

各教室については現在設置しておりませんが、近年、温暖化の影響で全国的にエアコン設置が大きな課題となっております。平成30年9月18日に県教育委員会が、県内の公立小中学校の教室のエアコン設置率が、平成29年4月時点では35.8%で、全国平均の41.7%を下回っている

と明らかにしております。

小中学校のエアコン設置には最大2分の1の国庫補助がありますが、国の補助の活用を図って推進していくための計画を現在策定しているところでございます。先月13日には、幼稚園、小中学校のPTA会長連名で教室の温度がとても高いので空調機を設置してほしい旨の要望なども上がっているところでございます。

空調機は、価格も高く、電力の消費量やメンテナンス等の維持管理費も大きいことから、一斉に全教室にすぐに設置することは困難ですので、町の財政面を考慮しつつ、計画的かつ段階的に整備を来年度以降進めていきたいと考えているところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（外内千里君）

生駒 弘君。

○9番（生駒 弘君）

前回、2年前にも同じ質問をさせていただいております。実際に子供たちが言うには職員室に行くのと涼しいと、自分なんかの教室はこんな暑いところで勉強してるのに、職員室に行くのと涼しい、それが気に入らんという子供たちももちろんいるんですが、学校が再編されて教室も少なくなっています。教育環境を整えるためにも学校再編をしているわけですから、ぜひ計画的に、一遍には無理だと思ふんですが、計画的にですね。特にここの中学校は朝日が当たって勉強できないって。窓を閉め切ると風が通らない、暑い。そういった環境を考慮しながら、ぜひ進めていっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次に、運動会の開催時期についてお伺ひいたします。

この夏、全国各地で記録的猛暑が続き、消防庁の調べによると、全国で5万9,000人余りの人が熱中症の疑いで救急搬送されております。ここ大島地区消防組合管内でも、奄美市32件、喜界町11件、瀬戸内町12件、龍郷町4件、大和村1件、宇検村ゼロ件、合計で60件です。

喜界町を年度ごとに見てみますと、平成24年6件、25年が3件、26年5件、27年4件、28年6件、29年16件、30年11件となっています。中でも、9月16日、喜界中学校の運動会で4人が救急搬送され、一人は救急車が間に合わず軽トラックで搬送されたと聞いております。

地球温暖化で年を追うごとに猛暑が厳しくなっています。運動会の時期をずらしてはどうかと思ひますがいかがでしょうか。教育長の見解をお伺ひいたします。

○議長（外内千里君）

教育長、積山泰夫君。

○教育長（積山泰夫君）

生駒議員の運動会の開催時期をずらすことについてお答えいたします。

これまで喜界町においては、体育大会、運動会の開催については、連絡調整を行って、高校、中学校、小学校、町民体育祭、そして幼稚園の順で開催されてきました。開催時期の変更については、各学校における教育課程のほかの行事との関連と、高校、中学校、小学校、幼稚園及び町との連絡調整も必要となってきます。

今年の喜界中学校の体育大会では熱中症が多発しましたので、小学校や幼稚園の運動会では、

水分補給や健康観察の徹底を図るとともに、開会式、閉会式等においても熱中症対策をとって予防に努めたところでございます。

現在、時期をずらすことについて、体育大会、運動会の企画運営につきましては、児童生徒の健康・安全を最優先して、各学校の代表者からなる検討委員会を開いて検討しているところでございます。

どうぞ御理解よろしく申し上げます。

○議長（外内千里君）

生駒 弘君。

○9番（生駒 弘君）

僕らが、大分前ですけど、子供のころは、学校の運動会は10月10日の体育の日、昭和39年に東京オリンピックがあった翌々年に10月10日に決まったようですが、この辺が一番、何ていうの、涼しくなる。僕、農業をしているんですが、10月以降にキビを植えると発芽が非常に悪くて、全部出そろうのが遅いんですよ。8月、9月に植えると一気に2週間ぐらいできれいにそろうんですが、10月になるとそれだけ気温が低くなるっていうことだと思っんです。

町民体育祭も、昔は11月3日ぐらいにあったような気がするんですが、それだけ涼しくなっってからすれば記録もいい記録も出ると思うし、子供たちの健康面を考えれば時期をずらしたほうがいいんじゃないかと思います。どうか教育長、できるだけいい方向によろしく申し上げます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（外内千里君）

これで、生駒 弘君の一般質問を終わります。

続いて、クリーンセンターの損壊による町民生活の影響についてほか1件、峰山恵喜光君の発言を許可します。

峰山恵喜光君。

[峰山恵喜光君登壇]

○5番（峰山恵喜光君）

皆様おはようございます。生駒議員に引き続き、平成30年第4回定例議会に臨み一般質問を行います。

クリーンセンターの損壊による町民生活の影響について、ほか1件についてお尋ねいたします。

昨年に引き続き、本町においては災害の多い年になりました。特に、9月29日、30日に襲来した台風24号は、家屋建物もろもろと甚大な被害をもたらしました。現在も修復に時間を要しております。

そのような中、生活に直結するクリーンセンターの建物も損壊を受け、焼却炉が一時的に使えない、使用できない期間がありました。新聞・テレビ報道でも取り上げられ、約2カ月間クリーンセンターが使えない状況になり、ごみを一次的に仮置きしている状況であります。

新設のクリーンセンターの入札が終わり、新しいクリーンセンターが稼働するのは、早くて

2021年の4月。それまでの間、旧クリーンセンターを延命する必要があり、今後そういうトラブルがないことを祈るばかりであります。

以上のことを踏まえまして、通告に沿って質問させていただきます。

クリーンセンターの損壊による町民生活の影響について。

1番、台風24号により、クリーンセンターは大きな被害を受けた。今後の対策についてどのように考えているか。

(1) クリーンセンターを延命するための具体的な方策はあるか。また、分別を細分化する計画はないかお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

おはようございます。峰山議員の質問に対する答弁は後ほど担当課長にさせますが、その前に一言申し上げたいと思います。

我が喜界島は、昨年の集中豪雨、本年の台風24号と、これまでにない大きな被害に見舞われました。こうした中、町民の皆様方におかれましては、大変な御苦勞をかけましたが、懸命に日常生活に戻っておられ、こうした地味だが前向きな生き方に深い感銘を受けた次第でございます。奄美の知り合いがさすが喜界の人と言われまして、ありがたいと思いました。

台風24号につきましては、これまで経験したことのない強力な風を伴い、台風常襲地帯である喜界島でも住宅や農作物など甚大な被害を受けましたが、人命を失うことがなかった点が不幸中の幸いと言えます。私たち防災を担うものにとっても、町民個々の皆様方にとっても、地球温暖化もあって今後大型台風が襲来する可能性を肝に銘じなければならないと思った次第であります。

クリーンセンターの運転停止につきましては、マスコミにも大きく取り上げられ、最悪の場合は島外にごみを搬出することも検討いたしました。島民の皆さんに大変な難儀をかける中で、それでもさすが喜界町民は秩序ある対応をしていただきまして、このたび再開にこぎつけることができました。今後、これを機会にごみの減量化、再資源化も検討する必要があると思いますが、今回のことを含めて改めて喜界町は将来とも、こういう島民性であれば必ず生き残り、再生できるんじゃないかと思った次第でございます。

終わります。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

ではお答えいたします。

新しいクリーンセンターにつきましては、先ほど出ましたとおり1日の現有焼却能力12トンから8トンに縮小して発注したところでございます。

クリーンセンターの延命化につきましては、年に1回保守点検を行いまして、それに基づき計画的に修繕を行って延命化に努めてまいりました。今後も不良箇所を早急に発見し、計画的に修理等を行い延命化に努めていきたいと思っております。

ごみの細分化につきましては、避けて通れない問題だと認識しております。今年度中には段ボールのストックヤードが完成しまして、段ボールの分別が可能となります。その他の分別につきましては、処理の依頼先、輸送コスト、収集方法等の課題もあると思われまますので、問題の解決を図りながらごみの分別や収集、再利用等の情報収集を行いまして、本町に適したごみの分別処理を、まずは内部で検討していきたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

町長、課長より答弁をいただきました。クリーンセンターを延命化するための方策で課長よりメンテナンスということがありましたが、私も、一番その延命化につながる方策というのはハード面である保守点検が非常に大事になってくると思っております。このメンテナンスを怠らないことが、クリーンセンターを長く使っていけるということだと思っております。

細分化に関しましても、現在ストックヤードの建設をしておりまして、段ボール分別の後、町に適したものを順次トライしていきたいということで、前向きな意見をいただきました。ありがとうございます。

関連事項ですので、次の質問に移らせていただきます。

（2）、延命化を進めるために、生ごみの分別が今後必須だと思っておりますけれども、その点はどう考えているかお尋ねいたします。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

生ごみの分別につきましては、まず分別を収集した場合、本町は離島ですので、本町内で生ごみの再利用やリサイクルの処理をしなければなりません。そういったことから、早急な解決は難しいと考えております。対策としまして、まずは生ごみを減量する方法はないか、小型ごみ処理機等の普及も含めまして総合的な生ごみ対策を課内やまずはごみ処理対策検討委員会で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

今回災害を受けて、冒頭でも述べましたように、新クリーンセンターができるまでの間というのが一番ネックになっております。稼働はしましたが、仮置きをしている生ごみを焼却するのに、新聞で見ましたら約4カ月ぐらいかかると聞いております。現在わかる範囲でいいんで

すが、今の仮置きのごみはどうなっているのか、そして受け入れがどうなっているのかお尋ねいたします。進捗とか、そういう新クリーンセンターまでの見通しをお尋ねいたします。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

仮置きごみにつきましては、11月10日から焼却を始めまして、12月5日現在で約40トン焼却しております。おおむね予定どおりと考えておりまして、目標の3月末には完了したいと考えております。

以上です。

○5番（峰山恵喜光君）

来年の3月ですか。

○住民課長（秋田達磨君）

そうです。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

現在の進捗ですと、このままでいけば来年の3月で一旦なくなるということですね。ありがとうございます。

毎日のごみが増えている状況を考えますと、質問でもしているんですが、私はこのごみというのが非常に鍵になってくると思っております。衛生面もそうですけれども、今、跡地に置いているごみを見ますと、やはりカラス、そしてハエ、そして悪臭とかが結構ひどくなってきておりますので、町民の方の御協力が必要であります。私が調べた中で、一般家庭から出す燃えるごみ、その重量の6割がごみということが出てきました。その6割のごみの中、9割が水分を含んだごみであるということがありました。喜界町の現状からしましても、ごみの量を今後減らしていくということは、課長からも答弁がありましたが必要だと思います。

そういった町民の理解が得られないわけでありまして、町民に理解をしていただくために啓発していく意味でも、今後、住民説明会だとか何らかのアクションを起こしていけないかと思うんですけれども、そちらはどう考えていますか。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

おっしゃるとおり、ごみの減量も含めましてごみの減量は本当に重要だと思います。そういったことから、まず減量するためにはということで、まだ住民から情報等が足りない面もあります。その辺は早急に情報収集と勉強会を含めて内部で検討して、それが決まれば住民説明会等まで考えていければと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

先ほども町長からお答えがありましたけれども、町民の方に理解いただいて今のこの復旧につながっていると思いますので、今回、こういうふうに災害でやられてしまって仮置きをされていて、課長の答弁がありましたように、内部、住民課で話し合いをされて、行う方向で進んでいただければありがたいです。

町民の協力なしには改善の道はありません。そこで、私、いろいろな自治体の先行事例を調べました。減量化をするためにどうしたらいいかということ、鹿児島県の中なんですけれども調べまして、減量するためには幾らか方策があると思います。その中で、コンポストだとか、要は生ごみを乾燥させれば減量化につながるわけでありますので、生ごみの乾燥器を購入するときの助成金というのに結構積極的に取り組まれている自治体も結構見られました。

本町においても、そういった助成金を入れて生ごみを減らしていける、そういう検討があるのかお聞きいたします。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

お答えいたします。

生ごみ処理機の購入の助成の件ですけれども、本町にはごみ処理対策検討会というのがございます。内部で検討した後は、その辺の生ごみのごみ処理購入の助成も含めまして、総合的に生ごみの対策をごみ処理対策検討委員会にも図っていきたいと考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

ありがとうございます。助成についてですけれども、鹿児島市環境局資源循環部資源政策課、ごみ減量推進係に問い合わせたんです、私。そうしたら、鹿児島市は平成14年から始まっておりまして、年々増えてきていると、この助成を使って生ごみを減らしていこうという動きがありまして、今年度の平成30年度には、この乾燥機を購入する方って80件あったそうです。その担当者の方と話をしましたら、もちろんこの機械を買うというのは町民も手出しをしなきゃいけないと。3万円の助成で2分の1出るんですけれども、その各家庭によって違うと思うんですね。この機械を導入しなくても、家に家庭菜園があったり畑がある人はコンポストだとか、その各家庭によって臨機応変に 대응されるようになっているので、もしよければまた検討していただいて前向きに使っていただけたらと思います。

次に3番に移らせていただきます。

堆肥センターの計画はあるが、生ごみの堆肥化の計画はあるかお尋ねいたします。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、吉沢伸一君。

○農業振興課長（吉沢伸一君）

お答えします。

堆肥センターについてです。今、峰山議員、住民課長のほうへ質疑がありましたけれども、総合的に考えた上でのことになるかと思えます。今、堆肥センターの建設に向けて取り組んでいるところで、その堆肥の材料についても検討中です。基本的には、牛ふんとかバカスが主な資材になると思いますが、今の議論のとおり、これからごみの細分化が進み、生ごみの処理が必要になってくることも考慮しながら堆肥の材料として検討をしていきたいと思えます。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

御答弁ありがとうございます。

農業振興課で今後、堆肥センターの計画があります。住民課ではごみの問題がありますので、答弁をいただきましたように、課は違うんですけども話し合いの場を持っていただいて、また議論していただいて、ぜひ堆肥センターを建設するときには町がいい方向に進むように議論していただいて、よい方向に進むように御尽力いただきたいと思えます。

続きまして、大きい2番に移らせていただきたいと思えます。

日曜日における粗大ごみの搬入についてお伺いいたします。

（1）受け入れが第3日曜日の午前中だけになっております。利用需要が多いので改めることはできないかお尋ねいたします。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

お答えいたします。

受け入れが第3日曜日の午前中だけだが、利用需要が多いので改めることができないかとのことですが、クリーンセンター内でのごみの滞留対策や限られた人員で効率よく運営していくため、町民の方々の御協力のもと実施したものでございます。しかしながら、集落作業や学校作業等があれば事前に連絡をいただいて、第3日曜日以外の日曜日、また需要の多い年末等も受け入れを行っていますので御理解をお願いしたいと思えます。

以上です。よろしくお伺いいたします。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

課長のほうにも町民の方から多分意見があったと思えます。私も町民の方から、結構、この第3日曜日の粗大ごみというのが幾つかありまして、例えば学校関係者の保護者の方ですと、小中学校の日曜日の愛校作業の際、どうしてもこの日に合さなきゃいけないという意見や、どうしても仕事上、土曜日まで仕事で日曜日しか休みがない、そういった中で、もし日曜日があ

いていましたら便利だっという意見をいただきました。平日より、やはり日曜日のほうがいいってことは誰もがわかっているとおりだと思います。課長の答弁にありましたように、その意見をできるところはやっていただいて、また答弁にありましたように、要望があれば時間を広げていただけるという話がありましたので、今後、そういう需要があるようであれば、また検討していただいて、よければまた日曜日を開いていただけたらと思います。

次の質問に行きます。

台風災害でもう一つ問題なのが、空き家による家屋の被害であります。台風24号の被害でその空き家の全壊というのが多く見られました。そんな中、平成27年の2月に空き家対策特別措置法が国のほうで施行されました。現在もまだ、家屋や解体、清掃など行き届いていない家屋も見当たります。そしてまた、毎年被害をもたらしている台風被害の影響が今後も気になっております。

そこでお尋ねいたします。

1番、空き家による全壊が多く見られた。今後も台風の被害で影響が出ると思うが、今後どのような対策を考えているかお尋ねいたします。

(1) 空き家の全壊による二次災害が予測される。対策は考えられないか。よろしくお願ひします。

○議長（外内千里君）

総務課長、金江 茂君。

○総務課長（金江 茂君）

家屋や台風災害についての御質問にお答えいたします。

今後の対策といたしましては、空き家等は財産や所有権に基づき所有者等が適切に管理することになっております。適切な管理が行われていない空き家等は、防災、衛生面、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすこととなります。空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年に制定されました。今後は、本特別措置法に基づき、本町の空き家等対策規約を策定し、空き家等の適正管理に関する条例を3月までには制定したいと考えております。関係課と協議を行い、早期策定に努めてまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

ありがとうございます。

前泊署長にお尋ねしたいんですけども、消防のほうで2年に1度、空き家を調べる必要があると思います。わかる範囲でいいんですが、空き家、そしてまた廃屋の件数など、おわかりの範囲で教えていただけたらと思います。

○議長（外内千里君）

消防分署長、前泊哲治君。

○消防分署長（前泊哲治君）

おはようございます。

消防の空き家調査は、平成6年から2年ごとに行われていまして、平成22年、24年は行っておりませんが、消防の空き家の調査は空き家の数を調べるのではなくて、各集落区長から出されました空き家の防災防犯といいますか、侵入防止装置、周囲の可燃物の除去、電気、ガス、危険物品の安全管理、その他火災予防上の必要があるかどうかの調査なんですけれども、平成6年ごろに集落区長さんから出されてきたのが大体三百数十軒、平成28年度の調査が809軒、今年度調査では736軒と出ているんですけれども、喜界島の空き家の場合は、ウヤンコー、シバサシとか年に数回帰ってこられるので、それが空き家に入るか入らないかという問題もありますので、先ほど総務課長が答弁したように空き家対策協議会が設立されるみたいなので、そのときに消防も一緒になってこれから違う調査の仕方をまたそのとき考えないといけないかなと思っています。

以上です。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

ありがとうございます。

課長のほうから、来年の3月までに条例を改正する、新しい条例をまたつくるという意見をいただきました。ありがとうございます。

今回の台風災害で、やっぱり空き家の全壊というのが、住んでいる家に全壊がなかったのは本当にありがたいことなんですけれども、空き家の全壊というのが多く見られまして、署長がおっしゃいましたように意見交換をして町がいい方向に進むように願っております。

やっぱり二次災害、隣人の被害というのが想像を絶する問題であると。私の家もいろいろ飛んできて、どこのごみかわからないというようなものも多く見られました。一日も早く、来年の3月議会に間に合うように条例を作成することですので、ぜひ早急に対応していただいて、この空き家対策、来年も台風がまた来ますので、しっかりとした準備をしていただきたいと思います。

今回の質問は、クリーンセンターの問題を取り上げました。ごみ問題として、国内を初め世界のニュースが毎日のように取り上げられております。今回の災害で、2カ月間焼却炉が使えない状況になり仮置きを余儀なくされました。改めて焼却炉のありがたみを感じたところでもあります。それと同時に、現在の状況から今後に向けての取り組みが大事だということに気づかされたのも事実であります。

先月、私、香港に視察に行きました。どこに行っても買い物袋一つ有料だったんです。気になって調べてみてびっくりしたんですけれども、世界的にもエコが進んでいまして、日本がエコに対しておくらしている現実を知りました。ヨーロッパでは2000年前半からほとんどの国が有料化しています。そして、オーストラリア、イタリアでは、生分解性のポリ袋以外は全て使用禁止。そして、隣の中国や韓国でも、ポリ袋のレジ袋は法律で全て有料化しているようです。

やっぱり、この中国、韓国、アメリカよりも環境面の意識で日本がおくらしているというのはすごいショックだったんですけれども、喜界島は外海離島です。先ほども課長がおっしゃいま

したように、島民の方からごみというのは絶対出ますし、それをどういうふうにしていかなきゃいけないというのは議論していかなきゃいけないので、ぜひ、今回は生ごみを取り上げましたが、分別をしていただいて減量化に向けていければと思います。

今回、この質問をするに当たって、分別してもらえるにはどうしたらいいとか、そもそもこの分別が必要あるのかっていうのを非常に考えました。情報を集める中で何が正しいのかわからないぐらいになったんですけれども、いずれにしてもごみは少ないほうがいいわけです。生ごみを分別するメリットというのを私はすごく感じていまして、やっぱりコスト削減にもつながりますし、焼却灰の削減、今、喜界町は焼却灰を鹿児島の方に送っていますけれども、そういった輸送コストの削減にもつながります。町民の理解がなければできないことですが、ぜひ工夫をして、喜界町のごみ問題、そしてまた空き家対策が少しでもよくなる方向に向かうことを祈念して終わります。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（外内千里君）

これで、峰山恵喜光君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。35分に再開いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（外内千里君）

会議を再開いたします。

老人福祉施設の民営化についてほか2件、良岡理一郎君の発言を許可します。

良岡理一郎君。

[良岡理一郎君登壇]

○3番（良岡理一郎君）

議長、質問に入らせていただきます。

日本共産党の良岡理一郎でございます。

質問に先立ちまして、相次ぐ台風により被災された町民の皆様に心よりお見舞い申し上げたいと思います。

それでは早速ですが、峰山議員に引き続きまして、一般質問通告書に沿って町政をただしてまいりたいというふうに思います。先ほど傍聴席のほうから執行部と議員のやりとりが十分聞き取れないというお話がありましたので、できるだけ大きな声で双方やりとりをしたいと思っています。機器的にはこれが限界だというのは事務局のほうでわかっておりますので、それは先々の問題として考えるにしても、本日のところはできるだけ明瞭に大きくやりとりをしたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

まず、質問事項の1番、老人福祉施設の民営化についてお伺いをします。

地方自治法96条は、条例を廃止する場合、また財産を適正な対価なくして譲渡したり貸しつけたりするときは議決事件として定めてあります。つまり、議会に議決を求めなさいと、これ

が原則であります。もとより、執行部は、昨年12月の移譲法人募集要綱において、移譲法人の決定は町議会における関係条例の廃止及び財産譲渡に係る議案議決をもって移譲法人の正式決定とすると応募者に周知をしております。募集要綱においては、前段でそういう形で募集要綱の中で周知をしてるわけなんです。

また、本年第3回定例会、いわゆる6月議会において町長は、移譲法人候補者を決定した、今後は関係条例の本町議会への提案を進めるとの趣旨で行政報告をなされております。そして、本年9月の議会に提案されました町有財産無償譲渡仮契約書第7条の特約事項であります、それにおいて、この契約は議会の議決を得た場合に仮契約を本契約にする、議会で否決された場合にはこの契約はないものとするというふうに移譲法人の正式決定には厳しい条件をつけております。これらの事実より執行部も法令に基づいた手続が必要だということは重々認識されているとは思いますが、当然のことだと思います。

そこで伺います。通告書の質問要旨(1)平成30年第3回喜界町議会定例会9月議会の議決の前に、広報きかい8月号に移譲法人の紹介、そして民間法人の理事長の挨拶を掲載している。これは議会の軽視、無視ではないか。町長の基本的な認識を伺います。

○議長(外内千里君)

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○3番(良岡理一郎君)

議長、担当の課長だとかあるいは施設長が答弁されるのは、細かなこと、具体的な数値の問題だとか、あるいは経過の問題だとかで、これは町議会と執行部の基本的な関係に係る部分でありますから、私はまず町長の認識を伺いたいと思います。

○議長(外内千里君)

町長、川島健勇君。

○町長(川島健勇君)

施設長がお答えします。

○議長(外内千里君)

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長(徳 勝志君)

お答えいたします。

今、聞こえますかね、大丈夫ですか。

○3番(良岡理一郎君)

私は大丈夫ですが、傍聴席でお聞きになっているので大きな声で。

○老人福祉施設長(徳 勝志君)

はい、わかりました。

お答えいたします。

議会軽視、無視ではないかについてですが、移譲法人候補者の選定結果や紹介については、平成30年第2回喜界町議会定例会の行政報告にて、既に議員の皆様方には御報告しておりましたので、町民の皆様方へは広報きかい8月号を活用して報告をさせていただきました。また、

本町ホームページでは選定結果のみの公表であったことから、移譲法人候補者に関する誤った情報が流出することで混乱が生じる可能性などを考慮した上での掲載内容です。

さらに、移譲法人募集要綱の10その他の重要な事項の（４）で、町議会における関係条例の廃止及び財産譲渡に係る議案の議決をもって移譲法人の正式決定とすると我々が明記したのは、皆様方の最終的な御判断を重んじてのことです。このことから議会を軽視、無視していることはございません。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

施設長もこれはごらんになっていますよね、広報きかい。そこで、理事長がどういうスタンスで挨拶をしているか読んでいますよね。少なくとも、この段階では移譲法人の候補者なわけですよ。候補者。ところが、理事長の挨拶はこういうふうになっておりますね。「喜界町老人福祉施設民営化移譲法人の選定をいただきました」、こうなってるんですよ。まず、正式決定で私たちは移譲を受けました、こういうふうになっているわけです。これでいいんですかということを知っているんです、議会との関係は。問題でしょう。どうですか。議会の軽視じゃないですか。いわゆる法令に基づく手続をとらない状態で先走っているわけです。もちろんこれが9月とか10月だったら全く問題ありませんよ。ところが、議会が議決をする前に出してるんです。答弁を求めます。どう認識されているのか。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

良岡議員の御指摘のとおり、理事長の御挨拶の前のページなどには移譲法人候補者と記載しておりましたが、理事長の御挨拶の中には候補者の文字が抜けており、疑問に思われた方々には大変申しわけなく思っております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

今の施設長のお話だと、こういうふうな広報きかいに先走って先行して載せたと、これは町民の理解を助けるために出したというふうにおっしゃっていますけれども、実際の結果はこういうふうに法人の紹介については確かに候補者って書いてありますよ。理事長の挨拶はいかにも決定をしたというふうで、これでは混乱させるんじゃないですか。そして、私がこういう質問せざるを得ないように、議会に対して失礼な行為をやってるんじゃないですか。町長、コメントをお願いしますよ。一言で済みますよ。町長が一言言えば済むことです。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

○町長（川島健勇君）

ありません。ただし、各家庭に一方的な意向を反映したビラが配られたりしたのも事実でございますから、町民が間違っただ判断を下すのを予防するためにも必要だったと思っております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

議員のね、そういう議員活動、政治活動に関する問題と、執行部が議会との関係できちんとルールどおり法令に基づいてやるという問題は全く別問題でしょう。別問題ですよ。しかも、そういうふうにおっしゃるけども、私は、今、私の主張が正しいという議論をするつもりじゃありません。手続的にこういうやり方はまずいんじゃないですかと、ルールを間違っていないかと、ここだけです、論点は。どっちが正しい、正しくないって後でやりますから。手続の問題ですよ。これでよかったんですか、こういう出し方は。やむを得なかったんですか。その答弁を求めます。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

○町長（川島健勇君）

施設長がお答えしたとおりでございます。

[「謝りましたがね」と呼ぶ者あり]

○3番（良岡理一郎君）

施設長ですか。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

改めて確認させてもらいますけれども、施設長は、こういうふうな取り扱いは議会との関係で基本的には間違っていると、正しくなかったというふうな答弁をしているんですか、今。お願いします。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

我々のほうとしましては、移譲法人候補者が民営化に対してどのような企画提案をしたか、また本町老人福祉施設をどのような施設にしたいかなど町民の皆様にも知っていただく必要があると考えてです。このことで、施設が民営化された場合においても不安の軽減、また不安の長期化を防ぐことができると判断しました。

それから、長期間にわたって誤った情報などが流出、拡散すれば、候補者に対する印象を悪くするだけではなく、経営などにも悪影響を及ぼす可能性がありましたので、このような形をとらせていただきました。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

議会の手続を踏まないでこれを発行した。移譲法人候補者にもかかわらず、いかにも決定したかのような理事長挨拶を掲載したことは、議会と執行部の間において正しい行為をしたということですか。それに絞って教えてください。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

移譲法人候補者の理事長の御挨拶の中に「候補者」という文字が抜けていたことについては我々のチェックミスだと考えております。そのほかは先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

そうしますと、広報きかい8月号の中で、理事長が、理事長がですよ、私は全く民間法人の方を非難しているわけじゃありません。これの編集責任は町長にありますからね。町長にあるんです、編集責任は、発行責任は。今、施設長がおっしゃるには、こういうふうな形で出したと、このことについては問題があると、間違っていたと、こういう理解でいいですか。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えします。

私はそういう発言はしておりません。ただし、「候補者」という文字が抜けていたことについては我々のミスだと思っております。ただし、先ほども申し上げましたように、誤った情報が流れないような我々の配慮、考慮ということでございます。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

非常に残念でありますけれども、議会と執行部のあり方については、基本的には法令に基づいてきちんと議会の手続をとった後これを出すべきだったと私は思うんですよ、極めて常識的な問題として。これですと、移譲法人候補者にかかわらず、移譲法人は決まった、そして理事長が挨拶をしていると、まず間違った情報を町民に出しているんですよ。そういう認識はありませんか。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

○町長（川島健勇君）

先ほども申し上げましたように、ある家庭に配布している一方的な主張が配られたら、町民が正当な判断ができないんじゃないか。ひいては、その支持を受けて議会に立ってる皆さんも判断を間違うんじゃないか。そういう意味で、町民に正しい判断をしてもらうためには必要だったと。その上で、町民の代表である皆さんが判断すればいいことですから、町民が誤った判断をした上では皆さんも議決できないでしょう。そういうことで、これは絶対正しかったと改めて申し上げます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

広報きかいの6、7、8と3回にわたって特集をやられましたよね。私は、その前2回については大いに議論に資するものだということで評価しているんですよ。最終版になって、候補者にすぎないのにかにも決定されたかのような情報が町民側に流れてしまった。まさにそれ自体が誤った情報であるから、私は議会でこうやってやらざるを得ないんですよ、こういうやり方を。町長、どうぞ。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

○町長（川島健勇君）

よくわかりませんが、間違ったことをしたとはさらさら思っておりません。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

議会との関係で諸手続をしなくちゃいけないというのはいろはじゃないですか、議会制民主主義の。そして、今回の民間移譲にすることについては、きちんと皆さんおっしゃっていることなんですよ。私は当たり前のことを当たり前にやってくれということしか言っていません。いいですか。民間に移譲する場合については、一つは条例で財産処分の問題、それと条例廃止の問題、この二つをやらなくちゃいけないわけでしょう。やらない前にこういうふうな形で、まさに移譲法人が決まったかのようなことを出す、これは非常に問題があるということであります。そういうふうな認識には至りませんか、町長。

○町長（川島健勇君）

至りません。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

この問題は時間がかかりそうですので次へ進みます。

次に、質問要旨の（2）特別養護老人ホーム喜界園の直近の入所者数と入所待機数について伺います。ちなみに、前回の9月議会の答弁では、9月5日現在の入居者66名、待機者22名と

いう実態を御報告いただいておりますが、一番新しい直近の数値を教えてください。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

12月6日現在で、入居者数は63名、待機者数は20名でございます。ただし、待機者の中には御本人が入居を拒否されている方や病院に入院されている方、また他施設への入居を希望されている方々なども含まれていることから、実際の待機者数は減少していると考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

確認ですけど、12月6日現在で入居が63名、待機が20名、20名の中に若干含みがあるということかと思えます。

次に進みます。

町民の皆さんの、この特別養護老人ホーム喜界園への大きな期待、何を期待しているかということでは、やはり入所待機者を減らす、なくしていく、その要望が非常に強いわけですね。

それで、質問事項の（3）、移譲法人募集要綱の中で、移譲条件については「現行の入所及び利用定員を維持すること」、これを一つの条件にしております。特老喜界園の入居者数は定員が80床、80名という表現でいいかもしれませんが、80名。そしてショートステイの短期入所者数の定員が20床、20名であるが、来年4月1日開設に向けて、その準備状況について、移譲条件どおり定員の合わせて100名をきちんとキープするようにどのような努力をされているのか、現在の取り組みについて教えていただきたいということです。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

定員を満たしてスタートできるかについては、民間移譲時の入居、利用者見込み数については9月議会でお答えしたとおりです。また、城西福祉会から提供いただいた資料によりますと、2年目以降の満床受け入れが計画されております。現在、施設では、来年4月からの施設サービスのさらなる充実に向け、勤務シフトや施設タイムスケジュールの変更、パソコンでの介護、夜勤日誌などの管理、タブレットやスマートフォンを活用した入居者に関する情報共有など新たな取り組みに対応できるよう、城西福祉会関係者から指導を受けながら準備を進めていくこととしております。

今後、職員の負担軽減などを図りながら、入居、利用申し込み者の御希望に沿えるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

移譲法人を決めるときに、結果的に1法人でしたけれども、公に移譲法人を募集するときに、応募する方たちは、法人は、現行の定員を維持する、100名維持するというふうなことで皆さんはいろいろ審査を加えて最終的に今の法人に決めたわけですね。ですから、出発段階で求めた100床をきちんと満たさないというのが町の責任ではありませんか。

ちなみに、職員の皆さんに来年の4月に向けていろいろなお話をしているようではございますけれども、その場合、法人側からは、来年は満床にするんだという前提で採用を組むんだという説明を既に9月の段階でされているんですよ。ですから、3月31日に責任を持つべき庁が今の段階で「再来年やります」じゃ全く納得できない。そもそもが満床にするため最終的に努力を重ねて、5名ほど満たない、多少足りない、こういうふうなことは、生き物ですからあるわけですが、今の段階から満床は目指さないというのは大いに問題があると思うんですね。

答弁を求めます。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えします。

誤解がないように申し上げますが、現行の入所及び利用定員の維持については、所轄省への申請による勝手な定員変更を禁止したものであります。これだけは理解してください。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

行政的な手続はそれでいいのかもしれませんが、町のほうとしては、合わせて100名の定員を維持するように頑張れと、これがあなたたちに移譲する条件であると、こういうふうなことをおっしゃってあるわけですが、だからといって、来年の4月に100名を満床にする努力をしなくてもいいというふうにもとれるんですよ、それでしたら。どういうふうな指導をするんですか。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

施設民営化を進める中で、新たに介護職員3名、看護職員1名が就業しており、徐々にですが職員数は増えております。また、今月と来年3月に入所検討委員会を開催し、待機者の受け入れを行うこととしております。

ただ、施設の抱える課題などは城西福社会による自主運営が開始されてから計画的に解決されていくものと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

これも先ほどの議論ともちょっと重複するんですけども、やはり町民に約束していることについては、しっかりとその実現を目指して引き続き努力をしてもらいたいというふうに思います。

全体の時間の関係がありますので次に進みたい。

次に、入居入所を合わせまして100名を保証するためには、昨年ありましたけれども、職員の採用を増やしているということがありますが、関係法令に基づいて体制、あわせまして直営、町営ではネックになっておりました介護職員の正規職員、民営化すれば正規職員になりますよと、サービス上がりますよとこういうことを対外的に出しているわけではありますが、これを実現するということが4月1日現在で求められますよね。

そこで、質問事項（4）民間移譲時の特老喜界園及びデイサービスセンターの喜界園の職員の配置計画、これはどういうことで計画を進めているかということであります。

各施設書いてありますけれども、民営化基本方針の中で去年の9月1日現在のそれぞれの職員数が出ておりますので、それを紹介しながら答弁を求めていきたいと思いますが、1番目の特老喜界園、これは総人員を何名にするのか、そして雇用形態をどうしていくのかということを知っているわけではありますが、去年の9月1日現在ですと総人員が60名、そして雇用形態は正規職員が8名、そして臨時職員が39名、パートが13名、合わせて去年の9月1日現在で特老喜界園は60名の体制になっていますが、4月1日現在でどうなるかという問題にお答えいただきたい。

もう一つは職種別であります。介護職員が36名、看護が5名、そして調理関係の10名、事務が9名、事務の中にはケアマネージャーさんとか生活相談員も含めているというふうな説明になっておりますが、これが職種別にどういうふうな配置になっていくのか。

そして、肝心の雇用形態。正規、臨時、パート……失礼、これはちょっと先ほど触れましたので割愛します。

次に、職種別のところでありましてけれども、介護職が36名、看護師が……。これはデイサービスセンターですね。済みません、資料の整理の関係で混乱しましたけれども、次に、デイサービスセンター喜界園の関係であります。総人員数と雇用形態について伺います。平成29年9月1日現在、総数が10名、正規が3名、臨時が6名、パートが1名というふうに報告されているわけですね、基本方針の中で。これを来年の4月1日現在、まさに先ほどとリンクしますが、定員を増やし今のサービスをよくすると。そのためにどのぐらいまで体制を充実させるのか。あと、介護の現場については、正規職員を何名まで増やす準備を進めているかを教えてください。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

職員配置計画についてですが、9月議会での御質問でお答えいたしましたが、城西福祉会のほうで作業中です。先月19日から22日の期間で城西福祉会関係者による面接が、施設で勤務する全ての臨時、パート職員を対象に行われました。その結果、城西福祉会関係者から次のとおり報告を受けております。

1点目、現在施設で勤務している臨時、パート全職員が継続勤務を希望しており、全職員を採用する予定であること。

2点目、現在勤務している職員の中から、施設全体で約7割の方々を正規職員として採用する考えであること。

3点目、特別養護老人ホームの介護職員については、計画的に増員する考えであること。

そのほか、本町職員の出向や城西福祉会本部からの人事異動での増員が予定されております。なお、城西福祉会による雇用形態については、正規職員、契約社員、パートとなりますので申し添えます。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

引き続き体制の充実に努めていただきたいんですけども、介護職員が現在36名いますけれども、正規職員を何名まで引き上げる予定ですか。答弁を求めます。

○議長（外内千里君）

老人福祉施設長、徳 勝志君。

○老人福祉施設長（徳 勝志君）

お答えいたします。

今申し上げたとおり、現在勤務している職員の中から施設全体で7割の方々を正規職員にするということです。これは、雇用契約が済まされてからじゃないと介護職員の何割が正規職員になったかはお伝えできません。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

直接的な雇用の実務は新しい法人が進めているのでありましょから、今の施設長の答弁もそれはそれでわかるんだけど、町のほうとして正規職員の介護職員については増やしてほしいと、そして、そのことでサービスを向上させましょというのがこの間の一連の流れでありますから、引き続きこの問題については進めていただきたいと思います。

以上、この喜界園の問題につきましては、4月に向けましてまだ時間もあります。議会もあります。私としては引き続ききちんと皆さんが町民のほうに約束した内容できちんと開所できるかどうか、これはいろいろな場で質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして質問事項2番、自然災害対策についてお伺いします。

先ほど、町長のほうからも非常にコンパクトな説明がございましたけれども、本当にここ数年、かつて経験したことないような豪雨の問題だとか、あるいは台風被害に遭遇しております。そして、9月29日から接近しました台風24号におきましては、幸いにして人身の大きな被害は免れているものの、峰山議員も触れましたけれども家屋の問題だとか、あるいは倉庫の問題、車庫の問題、牛舎の問題、あと農業用の施設が大きな被害を受けております。サトウキビにつきましても、当初見た目よりは減収はちょっと少ないようですが、それにしても甚大な被害であります。今後におきましても、風水害だけじゃなくて、南海トラフの巨大地震、そしてそれに伴う大津波について、この間の災害の教訓を踏まえてしっかりと対策を講じていくということが大切だろうと思っております。

そこで、5点についてお伺いします。ただ、担当課長のところはいろいろ重なる部分があるようですから、それは皆さん答弁しやすい形で御答弁いただければ結構であります。

まず、質問要旨(1)、情報の伝達の問題であります。今回、まれに見る大きな暴風雨、風が吹いたわけでありましてけれども、現在設置しております受信機、防災無線、これがやっぱり平時とは違って雑音が入ったり途切れたり、非常に不安定な状態になるということが何件か寄せられております。今後のことも考えれば、しっかりとその辺の対策なり、あれはピンポイントといいますか、受信ポイントが非常に狭いですから、その辺のフォローの問題だとか、全体の調査を含めた対策が必要ではなかろうかと考えておりますがいかがでしょうか。

二つ目には、ひとり暮らしのお年寄りが非常に多いわけでありましてけれども、お年寄りの方たちがよりどころにしますのは防災無線なんですね。家族がいれば家族もいるだろうし、ほかにいろいろなIT機器なんか使って情報をとる方もいらっしゃるかもしれませんが、お年寄りの場合は自分たちが安心して生活するためには防災無線、これがよりどころになっているということでもあります。その中で、これは24号じゃなくて19号だったと思うんですが、防災無線の中で「これで放送を終わります」というふうに言われますと非常に不安になると。避難勧告はこれで解除しますというふうな情報の伝達はそれはそれでいいと思うんですけれども、「放送をこれで終わります」というふうなことを言われると非常に不安になるということをおっしゃるお年寄りもいらっしゃいます。この辺については対応も必要だろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、議長、質問事項(2)まで一緒にやってよろしいですか。

○議長(外内千里君)

はい、どうぞ。

○3番(良岡理一郎君)

避難場所の問題であります。

台風24号では役場の避難場所へ避難者が何名見えたのでしょうか。いわゆる避難勧告が出る前に自主避難をされた方もいらっしゃるように伺っております。対応した、御奮闘いただいた役場職員の方は何名いらっしゃったかということでもあります。

2番目に、こちらのコミュニティホールの屋根が飛ぶだとか、あるいはガラスが割れる、これは私ども素人にとって、まさに予測外といいますか想定外といいますか、非常に困ったという大変な事態であるのは間違いありません。そういう中での職員の皆さんの奮闘であったと思うんですが、こういう場合、施設内での安全確保の問題だとか、あるいは避難された方への寝具の配布、食料支給についてはどのような流れになったかということで、特に自主避難が始まってると思うんです、早い時間から。自主避難された方、あるいは退避勧告後の避難者、避難勧告の解除、一連の流れの中でどういうふうになったかをわかりやすく御説明いただきたいと思います。

避難場所につきましては、今回もあれだけ強風が吹きますとやはり遅い時間になると外へ出られませんよね。出れなかったんです。大きな部屋の真ん中で布団をかぶって寝ていたりだとか、あるいは年寄りの御夫婦二人で玄関のアルミサッシの入り口をドアが持っていられないように抑えていただとか、こういうふうに非常に大変な対応をされて、何とかまさに人命にはよくぞ影響がなかったというふうなことで終わったわけでありますけれども、こういうふうな経験をしますと、次からは、やはり町民の避難場所へ対する期待、実際に避難される方が非常に多くなってくるとおもうんです。その辺の対策、対応はどのように考えていらっしゃるかをお伺いします。

以上です。

○議長（外内千里君）

ただいま質問が二つの項目にわたりましたが、まず情報伝達について答弁をお願いいたします。

総務課長、金江 茂君。

○総務課長（金江 茂君）

まず1点目の実態把握と対策についてでございますが、御指摘のとおり実態把握は必要と考えております。去る9月の北海道胆振東部地震の際に多くの自治体で災害通信網が遮断されてしまいました。通信網における災害対策の脆弱性の課題が浮き彫りとなっており、従来の同報系無線にかわる新しい解決策として、新デジタル移動系無線という選択肢も登場しております。今後さまざまな情報収集に努めて対応してまいりたいと思います。

2点目でございますが、放送終了案内に至った経緯でございます。夜通し放送に対する苦情が殺到したことにより、当時の関係課内規により放送は午後9時までと取り決められたところがあるということでございます。

次に、避難場所についてお答えします。

台風24号の役場避難所の避難者は何名だったか。それにつきましては、避難者は38世帯64名で、対応した職員は6名、また役場全体で24号に対応した職員は54名でした。

次に施設内の安全確保についてなんですけれども、施設では当初多目的室1カ所に避難して

おりましたが、深夜の風雨の吹き込みが激しくなったので、反対側のトレーニングルーム、研修室、会議室、選挙管理委員会の4カ所へ移動していただき安全を確保いたしました。

また、寝具については避難地に準備し、食料については非常用食料、ペットボトルの水、お湯、電子レンジ等を避難室の一面に準備して、いつでも食事ができる状態にしております。

今後、利用者が増えた場合の対応についてなんですけれども、役場以外の施設、例えば休養村管理センターとか公民館とかも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

私が考える以上に内部では相当真剣な対策も検討されているようでありますので、ぜひとも新しい通信網の問題だとか等々よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、放送の問題です。9時で終わりますよという内規があるようでありますけれども、実際今回の暴風が吹き荒れたが11時、12時過ぎてからですよ。ごめんなさい、これは24号ですよ。そこは訂正します。町民からすれば、いつこの台風が終わるのかということに最も関心があるわけで、そういう点で9時という内規は変えたほうがいいと思うんですよ。9時という内規でそのままいきますと24号も同じような対応をすることになりかねませんので、そこら辺については改善を求めたいと思うんですがどうでしょうか。

○議長（外内千里君）

総務課長、金江 茂君。

○総務課長（金江 茂君）

お答えします。

台風の大きさとかそういうので変わると思ひます。そういうときにはそういう対応をしていきたいと思ひます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ぜひとも臨機応変に、職場の職員の皆さんも大変だと思うんですが、24号に関して言えば朝方の4時、5時ぐらいまでは情報が欲しいですよ。外が明るくなるまでは。そういうことで、引き続き臨機応変な対応をお願いしたいと思ひます。

あと、避難場所の問題ですが、防災食育センターは何で候補に入らないんでしょうか。答弁を求めます。

○議長（外内千里君）

総務課長、金江 茂君。

○総務課長（金江 茂君）

防災食育センターも候補に入ります。

○3番（良岡理一郎君）

入りますか。

○総務課長（金江 茂君）

はい。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

一番新しい施設だし、和室もあつたりしますので、むしろ優先的に使ってほしいぐらいの思いであります。ぜひこの施設も有効活用をお願いしたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

質問要旨の（3）であります。消防分署の津波対策問題であります。

昨年の第4回定例会で私は消防分署の位置の問題、海拔何メートルのところにあるのかというふうな質問をしましたところ、当時の答弁によれば消防分署の海拔は7メートルのところにあると、地震の強い揺れを感じたときはすぐ上の総合グラウンドまで移動、ないしは休養村まで移動することであるわけでありすけれども、実際、津波が7メートルだとか9メートルだとか、こういう場合の一つの対応になるんだらうと思うんですね。実際問題としまして、南海トラフの巨大地震だとか、あるいは過去の喜界島沖地震の中里集落での聞き取り調査等によりますと、その場合は推計で10メートルまで来ているというふうな。たかだか100年ちょっと前の話ですよ、この喜界島沖地震というのは。そういうふうな記録もあるようであります。

そういう点で言えば、やはり現在の消防分署が7メートルの海拔の場所にあるというのは非常に町民からすれば心細い。まずはそういう津波が来た場合は、消防分署は町民に広報したりとか、あるいは町民のさまざまな救命活動に当たるというよりも、まず自分たちがきちんとした場所を確保しなければ次の行動ができませんよね。我々素人から見てもそうです。そういう点では、いろいろな場面で相当高い津波も想定されているわけですから、今のうちから高台への移設をしておくべきだらうというふうに考えますがいかがかということで見解を伺います。

○議長（外内千里君）

総務課長、金江 茂君。

○総務課長（金江 茂君）

消防分署の津波対策についてお答えします。

消防分署の建物は平成元年に建てられております。30年を経過いたしました。良岡議員同様に津波のことを考慮すれば必要だと思えます。次回の建てかえでは、役場や食育センターのある高台になると考えております。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

全く私のイメージもそうなんですね。食育センターはかなり広域で空いておりますので、そ

ここに移動しておけば非常に町民も安心だということで、次回の建て替えがいつかというのはいろいろこれから出てくるのでしょうけれども、ぜひ早目早目に提案をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、質問要旨の（４）、この間の台風で一番困ったのは停電ですよね。長いところだと３日ぐらい停電の中にいると。その中では非常に日常的な生活に不便を来すだとか、あるいは冷蔵庫の中の食品が傷んでしまうとか全部捨てたとか、こういうふうな非常にシビアな問題等もあつたりしているわけでありまして、電柱の倒壊だとか、あるいは電柱が切れた場合、電線が切れた場合、それへの停電対策が求められているということではないかと思っております。そういう点で、電線の地中化などを検討すべきかと思うのですがいかがかということになります。

関連します情報を提供しておきたいと思うのですが、コストの問題、誰しもそれを言うわけでありましてけれども、大体１キロ当たり４億から５億というのが今の概算のようであります。電柱の場合はその20分の１ということになりますから１キロ当たり2,000万ですか、そういうデータがあります。これは地域によってもっとかかるという事例なんかもあるようでありますけれども、非常に高額であるのは間違いありません。

それともう一点は、町村議員の大会が毎回各町村であるわけですが、与論と沖永良部については地中化を目指して、その早期実現を目指して二つの議会一緒になって関係方面への働きかけをしているというふうな事例もあります。そういう点で、この喜界町においても電柱の地中化をぜひ検討すべきではなかろうかと思ひます。

京都でも、去年国交省の応援を受けまして地中化をテスト的に実証実験しているようあります。その方法は、いわゆる共同溝をつくってやりますと先ほど申し上げましたように非常にコストが高いと。これを何とかできないかと。外の話になりますが、ロンドンとかあるいはパリでやはり地中化をしておりますけれども、その場合は共同溝をつくるのではなくてそのまま埋めるといふことで、街の景観もいい、そして道路も広がるという事例も報告されているようあります。

そういう点では、従来のやり方ではなくて、今京都でやろうとしている、やっているそういう無電柱化、そしてそれは共同溝ではなくて電線そのものを埋めちゃうという実証実験も参考にしながら進めたいかがかと思ひます。ぜひ検討に着手していただきたいと思ひます。答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

総務課長、金江 茂君。

○総務課長（金江 茂君）

お答えいたします。

個人的には電線が地中化できればと思ひます。しかし、良岡議員がおっしゃるとおり４億から５億、また先日調べたところでは１キロ６億8,000万という値段も出ております。そういうこともありまして、現在、大変厳しい財政状況の中で、30キロを喜界町でするといふことになればとんでもない額になると思ひます。時期が来れば検討するということになると思ひ

ますけれども、現在のところは検討する状況ではないと判断しております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

毎年台風のたびにこういう形で停電をしているわけでありまして、町民生活も非常に困っております。町の財政が厳しいということはわかっております。そういう点では、与論だとか沖永良部で既にそういうふうが始まっていますし、あるいは京都で見られるように、実証実験をしてコストを下げようという動きもあるわけでありまして。ですから、莫大な資金がかかるから頭からだめなんだというふうにしなくて、きちんとそういう研究、検討も含めて一方ではしながら、時宜を得たら一気に進むということを考えてもよろしいのではないかと思います。これは要望として申し上げておきます。

最後になりますけれども、ペットボトルの回収袋の問題についてお伺いをします。

従来、家庭からペットボトルを資源ごみとして出す際には、ペットボトルを潰して青色のごみ袋に詰めて、そしてごみステーションに出すケースが多かったわけでありまして、住民課の説明によれば、クリーンセンターでペットボトルをプレス、圧縮してブロック化して販売するようでありましてけれども、その際に家庭で潰したペットボトルは、このブロックからぼろぼろ落ちてしまうと、これは、再度プレスするよりは燃えるごみのほうで処理をしていると、こういう実態があるものだから、潰さないで資源袋に入れてごみステーションに出すようにしてほしいということで、現在はそういうやり方です。一方で、クリーンセンターがああいう状態になったりしたのでいろいろしくしゃくありますけれども、そういうふうにルールを変えたということでもあります。

町民の立場からすれば、環境の問題とか大いに關心もありますし、ぜひとも協力をしたいと、協力するということでもいいんですけれども、値段の問題であります。現在、喜界町のごみ袋につきましては、およそ45リットルで1枚当たり約40円ですね。税抜き38円と出ていますけれども、税込み価格で出しているところは10枚400円ですから40円になっている、安いところとなっております。その分、町民にとって非常にかさむということでもあります。そこを市販の透明袋を使えば、私もお店に行って見てきましたが、倍の90リットルの容量で1枚当たり10円80銭、つまり10枚を100円で売っているんですね。そして実際にはレジでは消費税がかかりますので、1枚当たりカウントすると10円80銭ということで売っているわけです。その袋の回収もよしというふうになれば、資源の回収の向上も期待できるのではないかとということでもあります。

そこで、そもそも法律はどうなっているか見てみますと、容器包装リサイクル法が根拠になっているわけでありましてけれども、容器包装リサイクル法によりまして、容器包装廃棄物の減量とリサイクル推進を目指して、95年につくられています。そこでは、消費者と自治体と事業者の役割が明確になっております。

簡単に申し上げれば、消費者が、町民ですね、うちで言えば、容器包装ごみを分別して排出する、分けて出さないということを求めているんです。そして、自治体については、市町村

は分別されたものを収集する、この収集する責任を負うということでもあります。そして、事業者につきましては、再商品化、いわゆるリサイクルの義務を負うというふうに三者の責任を明確にしております。つまり、町民に求めるのは分別して出しなさいということですね、容器包装リサイクル上は。

また、ペットボトルについては、推進協議会も全国的な規模であります。そうしますと、全国の自治体の取り組みをあれこれ紹介しているんですが、ペットボトルを分けて出す場合については次の方法も一般的ですということ、こういうふうに紹介されております。5点ありますけれども、識別マークはちゃんと見なさいと。これはこれであるんだろうと思うんだけど、2番目でキャップ、ラベルの取り外し、これは町も言っていることでもあります。そして洗浄する。それも言っております。そして、危険なもの、不純物を混入しない。問題は、全国的なスタンダードな部分は押し潰して収集まで保管をしなさいということですね。押し潰して収集まで保管をしなさい、これが全国的なスタンダードです。もちろんローカルルールもありますので絶対こうすべきだと言うつもりはありませんが、せめて回収袋については大き目の袋を使うというふうなことも許容していいのではないかとこのように考えますが、答弁を求めます。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

お答えいたします。

指定袋の有料化は平成18年度から始まりまして、計画から実施まで至るにはさまざまな検討が長期間なされた結果だと思われまます。有料化によりごみの減量化が報告されている事例もございませす。そのようなことから、すぐに市販の大容量の透明袋でも可能とすることは厳しいと思われまます。しかし、他市町村の状況等の情報は絶えず情報収集を行いまして、課内では議論していきたくと思われまます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

住民課のほうでもさまざまな情報をこれからも集めるということでもありますけれども、参考までに申し上げておきますと、どのぐらい町民の負担が増えるかという物理的な問題でいきまますと、主に夏場2リットル入りの水を中心に利用される方が多いわけでもありますけれども、2リットルの空き容器を現行の青い袋に入れて上をきちんと4カ所縛ると大体18本から19本なんですよ。上を縛らなければ20本超えまますけれども、大体そんなものしか入らない。ところが、先ほど紹介しました90リットルであれば、単純にその倍ぐらい入るわけです。従来は潰して出しておりましたからもっと実際の1本当たりのリサイクルコストは安かったんだろうと思われまます。

こういう問題が一つと、ほかの自治体との関係を調べられるということでもありますけれども、このペットボトルについては無償でやっているところも結構多いんですよ。調べてあると思う

んですけれども、ある東京の郊外の都市では、集積所にペットボトルを回収する箱があります。コンテナです。そこへぼんぼん入れておけばいいと、潰して入れなさいと、こういうふうなことになっております。また、別の自治体では、ペットボトルは潰して専用の回収袋にしつつ、あとは市販の透明なり半透明の袋でもオーケーだというふうになっています。ちなみに、鹿児島市はそこまで言わないで袋に入れてどんどん出してくれと、こういうふうな状況になっています。

ある自治体は、サトウキビのトン袋じゃないんですけれども、あんなイメージで大きな、実際はもっと細いんですけれども、これをごみステーションのところに置いておいて、そこへぼんぼん入れてくれというふうな形で、直接住民が費用負担をするということは極力避ける方向でいろいろな取り組みがされておりますので、ぜひとも、今町民のところでは今回のリサイクルの協力に伴ってそういうふうな不満も出ているということ念頭に置きながら、ぜひ改善を含めて検討をお願いしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（外内千里君）

これで、良岡理一郎君の一般質問を終わります。

続いて、災害復旧についてほか1件、河上弘仁君の発言を許可します。

河上弘仁君。

[河上弘仁君登壇]

○6番（河上弘仁君）

おはようございます。質問に当たる前に台風24号で被災された方に心からお見舞いを申し上げます。

では通告に沿って質問したいと思います。

災害復旧についてほか1点を質問したいと思います。

その中の①災害復旧の進捗状況と今後の復旧にどのぐらいかかるかお伺いします。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

河上議員の災害復旧の進捗状況についてお答えいたします。

建設課分の土木施設の災害復旧については、去年の台風豪雨、9月の豪雨による5件の災害復旧工事を発注しております。その中で、池治蒲生線、メオトガジュマルのそばの道路の災害復旧工事については12月いっぱい完成する予定であります。また、ほかの塩道当原2号線、通称一本道、塩道白川三原線、平家森阿丸線、河川の塩見川の4件の災害復旧工事については、8月半ばまでに完成しております。

以上です。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、吉沢伸一君。

○農業振興課長（吉沢伸一君）

農業振興課関係災害復旧の進捗状況ですが、今年6月に全ての工事が発注を終えております。

11月の末時点で全体の災害箇所が157カ所ですが、157カ所中67カ所、43%が完了しております。12月中には103カ所、66%が完了見込みで、来年の2月末にはほぼ100%完了する予定で、今、進めております。

以上です。

○議長（外内千里君）

河上弘仁君。

○6番（河上弘仁君）

大分工事は進んでおりますようですが、なるべく一日も早い復旧をお願いしたいと思います。

②現在まだ工事が始まっていない道路はいつごろできるか。また、元どおりに復旧するのをお伺いします。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、吉沢伸一君。

○農業振興課長（吉沢伸一君）

今、全体で2月末にはほぼ100%と申しました。実際、今、河上議員おっしゃるように工事が進んでいない箇所も中にはございます。これは、最近の全国的な災害発生で一時期資材が入りにくい状況があったりしました。加えて、台風24号の対応であったりということで進んでいない現場もありますが、今現在、復旧した箇所も先ほど申しあげましたように増えております。完成に向けて着々と進んでおります。

2月末、ほぼ100%と申しましたけれども、一部去年の豪雨災害に合わせて今年の台風24号で被害箇所が増加している、大きくなっている箇所もございまして、なかなか2月末では厳しい箇所も、特に小野津の宮戸地区になりますけれども、そういう難しいところもありますけれども、特に心配されているところは、キビの搬入も始まって伐採等の関係もあるかと思っておりますので、その辺は事業者のほうと農家のほうとの連携を密にさせていただきながら伐採作業に支障のないように進めているところでございます。

○議長（外内千里君）

河上弘仁君。

○6番（河上弘仁君）

それでは、小野津の宮戸地区がまだということですので、それに関連してですが、去年の災害から土砂が畑に流れ込み、まだ撤去が進んでおらず、農家の負担金が発生するんですけども、その負担金は、去年も収穫ゼロ、今年もゼロで、来年復旧したとしてもそれから植えつけてだから3年、4年ぐらいはかかります。その間、収入がないのですけれども、それに対しても復旧の負担がかかるのでしょうか。お聞きします。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、吉沢伸一君。

○農業振興課長（吉沢伸一君）

工事のおくれによって農家の方にそういう負担、収入のほうも減少されているということ、そこは申しわけなく思いますけれども、災害工事の要件として農家負担をいただくことになっ

ておりますので、そこは申しわけないんですけどもお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（外内千里君）

河上弘仁君。

○6番（河上弘仁君）

では、なるべく早く、すみませんをお願いしたいと思います。

それでは、③の台風24号による家屋や牛舎、ハウス等の支援対策がなされているかお伺いします。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、吉沢伸一君。

○農業振興課長（吉沢伸一君）

台風24号により被災した牛舎、ハウスに対する支援策でございますが、台風24号では牛舎のほうで35件、ハウス28件が被災しております。その影響で、大量の災害ごみが発生しました。先ほど峰山議員のお話にもありましたけれども、その災害ごみの関係ですけれども、一般ごみのほうは処理手数料を減免するというので進めましたので、同様に農業用の災害ごみについても減免する方針で、今、仮置き場に収集をしております。また、さらには被災農家に対する資金面での相談会等も実施をしております。

また、国のほうの支援策ですが、これは撤去であったりとか修繕関係なんですけど、それも示されまして、詳細な実施要綱、要領がようやく固まりましたので、被災された農家の方に対しては、事業選択を含めて対応しているところでございます。

また、当然町の予算のほうも関係してきますので、これから3月議会がありますけれども、3月議会に対応が間に合わないことも考えられますので、その際は専決処分になることも皆さんには御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（外内千里君）

河上弘仁君。

○6番（河上弘仁君）

課長から明快な答弁と前向きな考えをお聞きしまして安心しております。

大きな2番の集落内排水路の見直しについてお伺いいたします。

①の小野津集落内の排水路の拡幅または新たな水路ができないかお伺いいたします。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

集落内の排水路の見直しについてお答えいたします。

排水路の拡幅または新設については、道路及び排水路の設計基準があるために、補助事業で行うのは難しいと考えております。また、現在、農業振興課において、防災減災の事業化を目指して小野津地区内を検討中と聞いていますので、その結果を参考にして集落内の排水計画を

検討し、補助事業等を探していきたいと考えております。

○議長（外内千里君）

河上弘仁君。

○6番（河上弘仁君）

検討しているということですが、前金久集落は今回大きな被害がありまして、また、大きな排水路がなく道路に沈砂地をつくって対応している場所もありますので、できれば新しい水路とか排水路が拡張できたらと思います。それと、神宮集落も3から4カ所の拡張が必要な場所があるので、それもあわせて検討ができないか伺います。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

今おっしゃられました両集落内の排水の計画については、去年の豪雨災害等については台地の上の農地と50年に1回のが2回来たりしまして、想定外といえればあれなんです、そういう雨水が流れてきましたので、現在の集落内道路にある排水路では排水できる状態ではありませんでした。それは、道路の排水路についても、先ほど言ったように国の設計基準がありまして、川みたいに大きくすることはなかなかできません。

それと、小野津については、末端の水路、海とか海岸線に流れる大きな水路が集落内にあまりないものですから、また起伏がありますので、なかなかそこに持っていけないというのがありまして、今現在、検討している農業振興課の計画を参考にして検討していきたいと思っております。

○議長（外内千里君）

河上弘仁君。

○6番（河上弘仁君）

では、農業振興課の課長にお伺いします。

農業振興課としてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、吉沢伸一君。

○農業振興課長（吉沢伸一君）

今、建設課長のほうから言った農業振興課関係の事業ですけれども、これは去年の豪雨災害を受けて、これまでないような規模での災害でしたので、従来の農業施設、畑地帯総合土地改良事業を含めて農業施設の規模を根本的に変えるということもございます。これは、喜界町全域でございます。例えば、去年池治集落は沈砂池から水があふれて集落内が冠水しましたし、早町のほうも上からの水で郵便局の前があふれたということもございます。

今、何カ所か島内で場所を絞っております。これは30年度事業で計画を立てますので、事業としては32年度の採択を目指して、今、県のほうに要望しているところでございます。

○議長（外内千里君）

河上弘仁君。

○6番（河上弘仁君）

では、検討しているということですので、今後、異常気象で昨年のような豪雨やスーパー台風がいつ発生しても災害が起こらないような対策が必要であり、被害のないまちづくりをお願いいたします。

②の小野津バス停前の道路が、大雨が降ると冠水し通行どめになるので、その対策はないかお伺いします。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

お答えします。

今、議員さんの言われたバス停前の県道について、去年の豪雨災害から何回か冠水して車が通れない状態にありました。これについては県道ですので、ただいま県と打ち合わせしながらやっております。県からは、県道から漁港への流末排水路もあわせて解決しないと効果がないということですので、集落内の排水路の検討とあわせて県と町が連携して対応して冠水の解消を目指したいと考えております。

○議長（外内千里君）

河上弘仁君。

○6番（河上弘仁君）

では対策を話し合っているということですので、県と町でまた至急話し合いをいただき、速急に対策ができるよう、また安全に通行できるようお願いして私の一般質問を終わります。

○議長（外内千里君）

これで、河上弘仁君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後は1時30分に再開いたします。

〔議長、あと一人だから継続して〕と呼ぶ者あり〕

○議長（外内千里君）

継続してほしいという皆さんの意向のようですので、では継続します。

湾集落内で発生した爆弾の爆発事故について、幸 一美君の発言と許可します。

幸 一美君。

〔幸 一美君登壇〕

○7番（幸 一美君）

先ほど来、災害のほうの質疑が出ておりますけれども、本年度も自然災害の多い年でありました。本町もそれに伴って大変な被害が出まして、今急ピッチで作業が進んでいることを聞いて安心いたしております。この災害で被災されました皆さん方に心からお見舞い申し上げたいと思います。一日も早く平静に戻りますことを祈念申し上げたいと思います。

本日は、去る10月18日、湾地区で起きました爆弾の爆発事故について質問申し上げます。

今回の事故は、被災住民のみならず、大勢の町民に大変な衝撃と不安を与えた重大な爆発事故としてマスメディアによって大々的に報道されました。この爆発事故で、陸上自衛隊不発弾処理隊の調査によりますと、不発弾の爆発である可能性を否定できないとしながらも、不発弾

であるという断定は避け調査を終了しております。

この爆発事故がもたらしたものは、御存じのように、本町の飛行場が戦争末期、沖縄防衛のために特攻作戦を初め沖縄地上戦を死守すべく重要な基地として存在していたことでもあります。このことから米軍は作戦遂行上、喜界島を攻撃目標としていた。このことから米軍の集中砲火を浴び、大量の爆弾が投下されたということだと思います。いまだその数ははかり知れないものがあります。

その爆弾が、戦後七十数年を経て、今もなおその傷跡が地上に顔を出し、沖縄同様、本町でも毎年のごとく不発弾が発見されており、その都度自衛隊による不発弾処理隊が動員され、住民の避難指示や交通規制が敷かれるなど、住民生活にも大きな影響を与えています。今回の爆発事故では幸いにも人的被害は免れましたが、物的被害は甚大なものでありました。このことを行政、町民が今後大きな問題として共有すべきではないかと考えるところでもあります。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

今回の爆発事故の原因究明について伺います。2点目は、この爆発事故による被災補償について伺います。3点目は、行政として今後この問題についてどのように対応していかれるか。

明快な答弁を求めます。よろしくお願ひします。

○議長（外内千里君）

総務課長、金江 茂君。

○総務課長（金江 茂君）

幸議員の質問にお答えします。

原因究明については、幸議員がおっしゃるとおり、自衛隊西部方面後方支援104不発弾処理隊に調査をしてもらいましたが、爆弾との確定には至りませんでした。

続いて、被災補償についてなんですけれども、現在該当する補償制度がない状況でございます。

また3点目、湾の一部と中里については、公共下水道や簡易水道事業では工事を行う前に調査を実施しており、今後の対処についてはどのような方法があるか検討してまいりたいと思います。また、先日、沖縄県の磁気探査協会の皆さんが来られて、沖縄ではこういうのがあるというのでいろいろ説明を受けてまいりました。そういうことも活用しながらやっていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（外内千里君）

幸 一美君。

○7番（幸 一美君）

この突然の爆発事故というのは場所が特定できないだけになかなか難しいんですよ。例えば、自分の建物の下にあるかもわからない。それから、ちょっと話を聞きますと、時限性の爆弾もあるんじゃないかという。例えば、投下して何時間後に爆発すると。たまたまそれがなくて、何かの圧力がかかって時限装置が動いて爆発するという話も伺いました。

そういうことで、想定できない、自分たちのどこにあるかわからない。一番困るわけですよ

ね。ですから、町民の皆様が安心して生活するには、時間がかかってもこの究明は継続していただいて、何らかの開示をしていただきたいと思います。

それから、補償の問題ですけれども、これは戦争が残した一つの大きな被害です。戦時中の被害と同等と考えてもいいんじゃないかと思います。これは戦争の犠牲者だと思いますよ。やはり被災された方々が泣き寝入りすることなく、行政としても県、国に働きかけて、何らかのそういった救済措置をとっていただきたい、このように思います。

それから、平成21年に当時の麻生内閣のときに、沖縄の照屋衆議院議員が、沖縄における不発弾の磁気探査及び爆発事故による被災補償に関する質問趣意書を国会に提出されています。この中で関与することを2点ほど申し上げますが、この不発弾の爆発事故による政府が支払った見舞金、これを、今、沖縄県などが見舞金としてその方々に支払ったということでもあります。

もう一点は、今後この不発弾事故を事前に防止するために、磁気探査基準の見直しを含む安全調査を全額政府の負担のもとで義務づけるべきじゃないかという意見に対しまして、麻生総理は不発弾等に関する対策については、戦後処理の一環として国が責任を持つとともに、住民の安全確保の観点から地方公共団体においても責任を持つという考え方にに基づき行っているところであり、全額政府が負担との実現は困難であるという答弁がなされております。そういうことから、本町でも磁気探査、沖縄の不発弾処理対策協議会がこの磁気探査実施要綱となるものを作成しております。ですから、今後はこういったものを参考になされながら、本町もこういったことが二度と起きないようにひとつ努力をしていただきたいと思います。

それから、不発弾処理に関して計画的な発掘の実施等を行う地方公共団体には、政府のほうから交付金が出るそうでもあります。こういったものでも被災者の補償ができるんじゃないかと思います。ですから、こういったのを含めて、問題は大きいですが、こういった犠牲になられた方々が泣き寝入りしないように、また今後こういうことが起きたときに対応がすぐできるように、ぜひとも行政としても取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか町長。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇。

○町長（川島健勇君）

沖縄のほうでの例は教えていただきましてわかりましたが、何事も奄美は沖縄並みといいますがハードルは非常に高うございまして、うまくいくかどうかわかりません。ただ、例えば、これだけ島内も人口減少ですから、新たに敷地をつくるみたいな例はないんでしょうけれども、そういうときに、そこを探査するのを助けるとか、何も計画がないのに全体を探査するのは非常に難しいと思いますので、新たに何かここをいじるというときに探査の支援はできないとか、その辺を含めて勉強をさせていただいて検討したいと思います。

○議長（外内千里君）

幸 一美君。

○7番（幸 一美君）

ぜひ今後のためにも、これは沖縄同様、喜界島でもこれから出るかもわかりません、さらに。

そういうことで、ぜひ行政としてもそういったものを参考にしながら取り組みをしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（外内千里君）

これで、幸一美君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終了します。

暫時休憩いたします。午後は、1時半から再開いたします。

休憩 午前 11時25分

再開 午後 1時30分

○議長（外内千里君）

午前中に引き続き会議を再開いたします。

△ 日程第5 報告第11号 平成29年度マテリアルリサイクル推進施設新築工事の工事請負変更契約の締結について

△ 日程第6 報告第12号 平成30年度防災関連施設（自然休養村管理センター）改修工事（2期工事）の工事請負変更契約の締結について

○議長（外内千里君）

日程第5、報告第11号、平成29年度マテリアルリサイクル推進施設新築工事の工事請負変更契約の締結についてから、日程第6、報告第12号、平成30年度防災関連施設（自然休養村管理センター）改修工事（2期工事）の工事請負変更契約の締結についての2件を一括議題とします。

報告の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

報告第11号及び12号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項により、議会において指定されている事項、議会の議決を経た工事の請負金額について、当該契約に係る契約金額の10分の1に相当する金額、その金額が1,000万円を超えるときは1,000万円の範囲内において変更契約を締結することにつきましては、平成30年3月15日の本議会におきまして専決を承認していただき、これに基づく専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

まず、報告第11号、平成29年度マテリアル推進施設新築工事の工事請負変更役の締結についてご説明申し上げます。

契約の目的、平成29年度マテリアルリサイクル推進施設新築工事。契約を変更増額する額、376万7,000円、4.38%の増でございます。変更後の契約額、8,962万7,000円。契約の相手方、大島郡喜界町大字早町122番地、株式会社峰山建設、代表取締役峰山奥恵喜でございます。

変更理由といたしましては、平成29年度マテリアルリサイクル推進施設新築工事におきまして、敷地内造成工事を実施することにより契約金額を増額するものでございます。

次に、報告第12号、平成30年度防災関連施設（自然休養村管理センター）改修工事（2期工事）の工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

契約の目的、平成30年度防災関連施設（自然休養村管理センター）改修工事（2期工事）。契約金を変更増額する額、66万円、1.27%の増。変更後の契約金額、5,271万6,000円。工期変更する期間、14日間の増。変更後の完成期限、平成30年11月14日。契約の相手方、大島郡喜界町大字湾313番地、中村建設有限会社、代表取締役中村昭一郎でございます。

変更理由といたしましては、自然休養村管理センターの吸排気施設工事を追加し変更金額の増額並びに工期の変更をするものでございます。

以上2件、御報告を申し上げます。

○議長（外内千里君）

以上で報告を終わります。

△ 日程第7 承認第13号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について

△ 日程第8 承認第14号 平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について

△ 日程第9 承認第15号 平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

○議長（外内千里君）

日程第7、承認第13号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてから日程第9、承認第15号、平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分についてまで、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、承認第13号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第3号）ほか2件の御報告を申し上げ承認を賜りたいと存じます。なお、この3件は全て今年9月の台風24号の被害に伴うものでございます。

まず、承認第13号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億6,717万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億89万6,000円とするものでございます。

地方債の変更につきましては、資料の5ページの第2表、地方債補正のとおり、新たに補助災害復旧事業債を追加するものでございます。

それでは、2ページから4ページにおける第1表、歳入歳出予算補正で各款の増減について

御説明申し上げます。

まず、2ページをお願いします。歳入でございますが、全て増額です。

まず、国庫支出金3,828万1,000円、繰入金1億189万2,000円、町債2,700万円を増額いたしました。

3ページに参りまして、歳出につきましても全て増額でございます。

総務費1,524万円、民生費252万8,000円、衛生費8,456万2,000円、農林水産費1,990万7,000円、商工費572万4,000円、土木費722万4,000円、消防費210万円、教育費2,097万4,000円を増額いたしました。

歳出の増額につきましては、台風被害によるクリーンセンター災害復旧工事費、学校施設等公共施設の修繕料が主な要因でございます。

次に、承認第14号、平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ6億3,529万3,000円とするものでございます。

それでは、2ページから3ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各款の増減について説明申し上げます。

2ページでございますが、歳入でございます。

繰入金600万円を増額いたしました。

3ページの歳出でございますが、施設費600万円を増額いたしました。

歳出の増額につきましては、台風被害による浄水場施設の修繕料の増額でございます。

次に、承認第15号、平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ1億3,704万9,000円とするものでございます。

2ページから3ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での款項の各款の増減について説明申し上げます。

2ページの歳入でございますが、繰入金300万円の増額でございます。

3ページの歳出でございますが、施設管理費300万円の増額でございます。

歳出の増額につきましては、台風被害による処理場施設の修繕料の増額でございます。

以上、御説明を申し上げましたが承認を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第13号から承認第15号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。委員会付託を省略することに決定いたしました。
これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから承認第13号から承認第15号まで専決処分の承認を求める件3件を一括して採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第13号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてから承認第15号、平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分についてまで3件は承認することに決定いたしました。

△ 日程第10 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（外内千里君）

日程第10、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。
提出者の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてお願いいたします。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、大島郡喜界町大字羽里73番地1。氏名、小林 学。生年月日、昭和29年8月8日生まれでございます。

お手元に履歴書を添付してございます。同氏の識見を通じて適任と思っておりますので、御同意していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、任期は平成30年12月22日から平成33年12月21日までの3年間でございます。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を

省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから同意第4号、固定資産評価委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第4号について、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（外内千里君）

起立多数です。

したがって、同意第4号、固定資産評価委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

△ 日程第11 議案第59号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第4号）について

△ 日程第12 議案第60号 平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第13 議案第61号 平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第14 議案第62号 平成30年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第15 議案第63号 平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

△ 日程第16 議案第64号 平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

△ 日程第17 議案第65号 平成30年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（外内千里君）

日程第11、議案第59号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第17、議案第65号、平成30年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

○町長（川島健勇君）

議案第59号から議案第65号、一般会計及び特別会計補正予算について一括して御説明申し上げます。

まず、議案第59号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出にそれぞれ1億7,464万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億7,553万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算の主なものは、台風被害による役場庁舎内の空調修繕料、災害復旧工事費の増額によるものです。

それでは、2ページから4ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各款項の増減について説明いたします。

歳入の増加ですが、2ページの地方交付税6,438万1,000円、国庫負担金1,000万円、国庫補助金3,878万6,000円、県負担金500万円、財産売り払い収入114万円、寄附金500万円、雑入240万3,000円、町債4,960万円をそれぞれ増額いたします。

一方、減額でございますが、県補助金166万7,000円を減額いたします。

歳出の増額でございますが、3ページに行きまして、議会費25万7,000円、総務管理費8,522万円、徴税费21万円、戸籍住民基本台帳費22万円、選挙費1万円、保健福祉費73万8,000円、児童福祉費2,226万円、環境衛生費15万円、清掃費965万6,000円、水環境費240万円、林業費120万円、商工費122万円。4ページに行きまして、道路橋梁費450万円、港湾費16万円、住宅費161万1,000円、消防費44万円、教育総務費70万8,000円、中学校費94万3,000円、社会教育費78万9,000円、農林水産施設災害復旧費5,000万円をそれぞれ増額いたします。

一方、減額でございますが、3ページに行きまして、社会福祉費628万1,000円、農業費140万1,000円。4ページに行きまして、土木管理費33万7,000円、保健体育費3万円をそれぞれ減額いたします。

次に、5ページの第2表、地方債補正につきまして御説明申し上げます。

地方債補正は、災害復旧事業債の増額、新たに緊急防災減災事業債の追加、一方、減額は辺地対策事業債でございます。

次に、議案第60号、平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、事業完了の歳入歳出それぞれ3,291万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,612万8,000円といたします。主な理由は、療養給付費等負担金償還金の増によるものでございます。

次に、議案第61号、平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ68万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,740万4,000円とするものでございます。増額の主な理由は、システム負担金の増によるものでございます。

次に、議案第62号、平成30年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出から1,098万円を減額し、歳入歳出予算の総額それぞれ3億7,579万9,000円とするものでございます。今回の補正は、人件費の減額でございます。

次に、議案第63号、平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出それぞれ998万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,527万3,000円とするものでございます。増額の主な理由は、公営企業法適用化に向けての基盤づくりのための基金、いわゆる簡易水道基金への積み立てに伴うものでございます。

次に、議案第64号、平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,834万9,000円とするものでございます。今回の補正は、処理場の台風被害に伴う管理委託費の増額でございます。

次に、議案第65号、平成30年度喜界公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出それぞれ32万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ1億6,576万5,000円とするものでございます。今回の補正は、人件費と発電機用燃料費の増額でございます。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第59号から議案第65号まで以上7件は、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

-
- △ 日程第18 議案第66号 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
 - △ 日程第19 議案第67号 喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
 - △ 日程第20 議案第68号 喜界町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について

○議長（外内千里君）

日程第18、議案第66号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてから、日程第20、議案第68号、喜界町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第66号及び第67号について御説明申し上げます。

まず、議案第66号、町長等の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めるものでございます。

人事院勧告に基づく今回の変更につきましては、平成30年12月支給分を1.725カ月分から

1. 775カ月分に0.05カ月分増額するものでございます。

また、第2条、第4条、第6条につきましては、平成30年度以降の期末手当の支給率変更0.05カ月分の増加分を支給率に加算し、6月と12月の支給率を1.675カ月分に統一するものでございます。

次に、議案第67号、喜界町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めるものでございます。

議案第66号同様に人事院勧告に基づく国家公務員の取り扱いに準じて、給料表、勤勉手当率等を改めるものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います、ちょっとお待ちください。もう1件、3番まで。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

すみません、閉会を急ごうと思いましたが漏らしてしまいました。

次に、議案第68号について御説明申し上げます。

まず、議案第68号、喜界町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めるものでございます。

この条例の全部を国の定める基準を参酌して改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第66号から議案第68号まで以上3件については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は12月14日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 1時53分

平成 30 年第 4 回喜界町議会定例会

平成 30 年 12 月 14 日

(第 2 日)

平成30年第4回喜界町議会定例会

平成30年12月14日（金曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

[各常任委員長報告]

- 日程第1 議案第59号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第4号）について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第2 議案第60号 平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第61号 平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第62号 平成30年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第63号 平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第64号 平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第65号 平成30年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第68号 喜界町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について
- 日程第9 陳情第3号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第10 議案第66号 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第67号 喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第69号 小型焼却炉の物品売買契約の締結について
- 日程第13 同意第5号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第14 議員派遣の件について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	榮 優太君	2番	野間 弘也君
3番	良岡 理一郎君	5番	峰山 恵喜光君
6番	河上 弘仁君	7番	幸 一美君
8番	榮 哲治君	9番	生駒 弘君
10番	安田 英次郎君	11番	里村 忠弘君
12番	上間 一寛君	13番	外内 千里君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 幸田 勝光君 事務局 長 補 佐 沖 康仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇君	副 町 長	嶺 義久君
教 育 長	積山 泰夫君	総 務 課 長	金江 茂君
企画観光課長	富 充弘君	住 民 課 長	秋田 達磨君
保健福祉課長	吉行 進君	税 務 課 長	武藤 裕和君
農業振興課長	吉沢 伸一君	建 設 課 長	加島 英郎君
水環境課長	竹内 功君	会 計 管 理 者	愛津 克浩君
老人福祉施設長	徳 勝志君	農委事務局 長	岩松 利和君
消 防 分 署 長	前泊 哲治君	教委総務課 長	菊地 典子君
生涯学習課長	來 和法君	あゆみ幼稚園 長	乾 みち子君
行政 管理 監	中村 幸雄君		

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 議案第59号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（外内千里君）

日程第1、議案第59号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第4号）について議題とします。

各委員長の報告を求めます。初めに総務文教常任委員長、榮 哲治君。

[総務文教常任委員長榮 哲治君登壇]

○総務文教常任委員長（榮 哲治君）

おはようございます。去る12月7日、本会議において当総務文教常任委員会に付託された議案第59号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第4号）の当委員会分について審査が終了いたしましたので、報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席のもと、委員会日程を1日間と定め、審査に当たっては担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。補正予算は歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,464万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億7,553万9,000円とするものであります。

それでは、各所管分について申し上げます。

総務課所管分について。

予算書は8ページ、歳入の主なものは、地方交付税の普通交付税6,438万1,000円の増額であります。次に、予算書は10ページ、歳出の主なものは、一般管理費の賃金50万円は事務備人料で災害関係分です。旅費の普通旅費30万円は不足分です。需用費の320万円は印刷製本費で例規集分です。調査管理費の需用費5,714万円は修繕料で、空調関係が5,000万円、ベランダとテラスのシート分が714万円です。情報無線施設管理費の需用費150万円のうち消耗品費50万円はアンテナ分です。それにかかわる修繕料が100万円です。

次に、主な質疑について申し上げます。

空調修繕料5,000万円での対応の質疑に、使用できるものはそのまま、故障分についてのものは取りかえる予定であります。

次に、企画観光課所管分について申し上げます。

予算書は8ページ、歳入の主なものは、総務費県補助金の総務補助金12万5,000円は、景観形成環境保全活動支援事業補助金で各集落の美化活動、植栽活動への2分の1の補助金です。今回は中熊・白水・阿伝・中里・川嶺の5集落分です。

次に、予算書は9ページ、寄附金のふるさと寄附金500万円は歳入増額であります。

次に、予算書は10ページ、歳出の主なものは、文書広報費の需用費10万円は広報業務に係るソフトを購入するもので、インデザイン、フォトショップ、イラストレーター、三つまとまったソフトで、広報担当の事務省力化のために購入するものであります。役務費の45万円は通信運

搬費で、広報紙を1,070カ所へ印刷会社から当該分を直接発送していますが、輸送費が100円から125円に値上げされ、その分の単価上昇に伴う補正です。企画費の負担金及び交付金25万円は景観形成・環境保全活動支援事業助成金です。町負担2分の1を追加し、5集落へ5万ずつ助成するものであります。喜界町ふるさと寄附基金費の積立金500万円は、喜界町ふるさと寄附基金積立金で、歳入の500万円を基金に積み立てるための予算計上であります。

次に、予算書は11ページ、ふるさと寄附金事業の需用費360万円は消耗品費で返礼品分です。役務費の83万4,000円は通信運搬費で返礼品の送料です。地域おこし協力隊費の需用費10万円は車検代、役務費9,000円は自動車損害保険料、公課費8,000円は自動車重量税です。

次に、予算書は15ページ、観光費の需用費122万円は消耗品費が22万円で、アンケート調査に伴うお礼用のボールペン購入費です。修繕料の100万円は各施設の老朽化や台風被害に伴うものであります。

次に、主な質疑について申し上げます。

歳入のふるさと寄附金で、災害復旧などに使用目的を特定したものはあったかの質疑に、災害復旧の別項目でふるさとチョイスの中に設けてあり、300万円ほどの寄附があり、一人で200万円の寄附をした方がいました。広報については寄附者の意思を尊重するようにしております。ふるさと寄附金の返礼品リストはありますかの質疑に、把握はしております。返礼品で多いのがクルマエビで4割、特産品等のセット商品が3割から4割です。マンゴーは不作だったので、数をそろえることができませんでした。メロンについては40箱の限定でした。拡大したいが、商品を確保できないのがネックとなっております。景観形成・環境保全活動支援事業助成金についての質疑に、去年も実施しております。区長会から要望を受け、予算の範囲内で実施し、県と町で5万円の助成です。

次に、建設課所管分について申し上げます。

歳入の主なものは、予算書は8ページ、民生費国庫補助金の地方改善施設整備事業費補助金1,500万円の減額であります。

次に、予算書は15ページ、歳出の主なものは土木総務費の需用費20万円は燃料費です。使用料及び賃借料13万8,000円は積算システムリース料です。道路維持費の使用料及び賃借料の150万円は重機借り上げ料です。原材料費の300万円は道路舗装材料費であります。

次に、予算書は16ページ、住宅管理費の事業費161万1,000円は修繕料です。

次に、主な質疑について申し上げます。

歳入の地方改善施設整備事業費補助金の減額の質疑に、厚生労働省の事業ですが、県への割り当てもなく各市町村への補助金もないため減額いたしました。住宅管理費の修繕利用についての質疑に、台風災害分は専決で対応しております。今回は通常の修繕分です。台風災害の住宅件数の質疑に、約80件以上あります。屋根、テラス、雨戸、戸袋被害がありました。

次に、教育委員会総務課所管分について申し上げます。

予算書は8ページ、歳入の主なものは、教育費国庫補助金の中学校費補助金22万9,000円の増額は、特別支援教育奨励費補助金です。

次に、予算書は16ページ、歳出の主なものは、事務局費の需用費10万8,000円は消耗品費で、登下校の児童生徒の安全確保充実ため、登下校の防犯プランとして配送車に張るマグネットシ

ート購入分です。学校管理費の需用費261万円は消耗品費で、教育振興費の教育備品費からの組み替え分です。学校管理費の負担金補助及び交付金30万円は、災害共済給付金で中学校生徒の不足分です。教育振興費の扶助費64万3,000円は、特別支援教育奨励費で特別支援学級生徒増によるものであります。

次に、主な質疑について申し上げます。

特別支援学級生徒増についての質疑に、平成29年度は9名、平成30年度は16名です。クラスは1クラス増の3クラスであります。特別支援学級の授業内容についての質疑に、知的と情緒に分かれ、漢字・計算のプリントや集中力不足のための作業等をしております。喜界高校に支援学級がありますので、学校存続のためにも教育委員会も積極的に進学にかかわってほしいと思います。

次に、教育委員会生涯学習課所管分について申し上げます。

歳入はありません。

予算書は17ページ、歳出の主なものは、社会教育総務費の需用費の5万1,000円は燃料費、修繕料30万円は台風被害による窓ガラス等の修繕分です。公民館費の需用費28万8,000円は、消防設備の修繕料です。備品購入費の11万円は味噌すり器購入費です。保健体育総務費の需用費59万円は修繕料で、町体育館及び旧体育館の窓ガラス等の分です。負担金補助及び交付金86万円の減額は、県体大島地区大会選手派遣補助金で、出場チーム及び選手の減によるものであります。

次に、主な質疑について申し上げます。

味噌すり器の購入についての質疑に、故障したので買いかえるためであります。

以上で審査を終了し、当委員会は討論なく、議案第59号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第4号）は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（外内千里君）

続いて、産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

おはようございます。産業福祉常任委員会の報告を申し上げます。

議案第59号、平成30年12月7日の第4回定例会において当委員会に付託されました議案第59号から陳情第3号までは、本会議において町長より説明を受けましたが、さらに詳細な審議を必要とするため、全委員出席のもと委員会を開催し、審査期間を12月10日の1日間と定め、担当課長の出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。その審査が終了いたしましたので、御報告申し上げます。

議案第59号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,464万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7,553万9,000円とするものであります。

各所管分の歳入歳出について主なものを申し上げます。

住民課所管分について、歳入は8ページ、款の14国庫支出金、目の8災害復旧事業費国庫補

助金5,355万7,000円のうち住民課分は305万7,000円であります。

歳入は以上で、詳細は歳出で説明申し上げます。

歳出は12ページから14ページ、款の民生費、目の2国民年金事務費17万9,000円の増額。主なものは旅費12万9,000円。目の4住民生活費25万円の増額は小災害対策扶助費で、台風24号に伴うものであります。

13ページ、款の4衛生費、目の2火葬場費10万円の増額は消耗品で、除草剤や照明器具等であります。目の1塵芥処理費716万4,000円の増額。主なものは旅費30万円。これは焼却施設の機械の検査のためのものであります。役務費10万円、災害測量設計業務委託料50万円と台風被害廃棄物処理委託料611万4,000円であります。これは、ビニールハウスや牛舎等の処理委託料です。備品購入費15万円の増額は、被害を受けましたクリーンセンター事務室用の机等であります。

住民課所管は以上であります。

次に、主な質問といたしまして、台風被害の廃棄物というのは仮置きごみのことか、島内で処分する分かについての質問がありました。担当課長からの説明によりますと、さきの専決予算において一部は処理できましたが、今回の補正予算増額分は、ビニールハウス、牛舎等が災害で処理することになったとのことであります。

2点目、火葬場費の消耗品で購入する除草剤等は火葬場周辺の整備のためのものかについて質問が出ました。担当課長の答弁によりますと、駐車場や畑の斜面等にも使用するもので、除草剤を使用してきれいにするにしているとの答弁でありました。

次に、農業振興課所管分について申し上げます。

歳入は8ページから9ページ、款の14国庫支出金、目の8災害復旧事業費国庫補助金、災害復旧事業補助金5,355万7,000円で、農業振興課分は5,550万円であります。内訳は農業用施設が4,550万円、農地が500万円となっております。補助率につきましては、農地が50%、農業用施設が65%であります。

款の15県支出金、目の3農業水産業費県補助金1,792万円の減額は、さとうきび増産強化対策事業、県補助金事業の確定に伴う減額であります。

款の16財産収入、目の1物品売り払い収入114万円は苗木、果実売り払い収入としてブロッコリーの苗であります。

款の20諸収入、目の3雑入経営転換協力返還金50万円、農業次世代人材投資事業補助金返還金37万5,000円はいずれも離農による返還金であります。

款の21地方債、目の8災害復旧事業債、農地農林施設災害復旧事業債2,650万円、農業用施設災害復旧事業費800万円、農地災害復旧事業1,730万円の減額、農林施設災害復旧事業450万円の減額は、起債の方、いわゆる総務課財政係の組替によるものであります。

歳出は、14ページから15ページ、17ページ。款の5農林水産業費、項の1農業費、目の11農業振興費611万4,000円の減額、農業施設台風被害廃棄物処理手数料は住民課による環境省関係の事業で対応するため予算の組替をしたものであります。農林水産業費、目の12糖業振興費179万2,000円の減額。これはさとうきび増産強化対策事業補助金で、事業の確定による減額であります。目の18喜界町営農支援センター運営費255万2,000円の増額は、ブロッコリーの種、

セルトレイ等の用具一式の購入に伴います。目の57、農業次世代人材投資事業37万5,000円の増額は、離農による返還金です。目の59、農地中間管理事業50万円の増額はいずれも離農による返還金であります。15ページ、目の1 林業振興費120万円の増額は、木のあふれる街づくり事業等工事で、企画観光課の関係で潮道公園にブランコを追加するものであります。

17ページ、款の10災害復旧費、目の3 農地農業用施設復旧費5,000万円の増額は、台風24号災害及び平成29年度に被災した箇所を含めて全19カ所の復旧費の増額であります。特に被害の大きかった宮戸地区、そこはムチャ加那公園の裏側となりますが、阿丸地区の山の崩れた箇所です。

農業振興課所管分は以上であります。

次に、主な質疑といたしまして、農業次世代投資事業の離農者は1名分のものですかに対し、担当課長から1名分とのことであります。また、何か月分かということに対しましては、明細は計算してありますが、本人は離農いたしましたが生内の方が引き続き農業に従事されており、農協も協力してくださっているということであります。

2点目、復旧工事の進捗状況はどうかに対しまして、担当課長より、先日の一般質問も答えたとところでありますが、今、11月末で67件完了、12月中旬で65%が見込み、平成31年2月末までに157カ所中155カ所が完了する予定である。残り2カ所が先ほども説明いたしました二つの地区、宮戸地区、阿丸地区になります。遅くなりましたのは、資材の搬入の関係であるとのことであります。

次に、農業委員会所管分について申し上げます。

歳入は9ページ、款の20諸収入、目の3 雑入、農業者年金受託事業2万2,000円の減額。加入者の減少に伴う減額であります。

歳出は14ページ、目の4 農業者年金受託事業費2万2,000円の減額。内訳は賃金12万円の減額、旅費9万8,000円の増額です。旅費は農業者年金協議会全体研修会への出席のためのものであります。

次に、水環境課所管分について申し上げます。

歳入は9ページ、款の20、目の3 雑入、滞納繰越分125万円は、前処理、いわゆるし尿浄化槽汚泥処理の負担金です。

歳出は13ページから15ページです。款の4、目の1 水環境総務費。主にし尿浄化槽汚泥処理負担金125万円と繰越金、簡易水道事業特別会計繰出金412万円です。

14ページ、款の5 農林水産業費、目の10 農業総務費繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金、130万円の増額です。

15ページ、款の7 土木費、目の1 土木総務費繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金92万5,000円の減額です。繰出金につきましては、それぞれの特別会計にて説明申し上げます。

次に、保健福祉課所管分について申し上げます。

歳入は8ページ、款の14 国庫支出金、目の1 民生費国庫負担金1,000万円の増額は、保育所運営費で、子どものための教育・保育給付費負担金であります。

款の15 県支出金、目の1 民生費県負担金、500万円の増額です。これは子どものための教育・保育給付費負担金であります。

歳出は10ページから13ページ。款の2総務費、目の13諸費、賃金、放課後児童支援員2万5,000円の増額は、過年度平成27年から29年度における賃金の補正で、超過勤務算定率の適切な適用に伴うものであります。

款の3民生費、目の1保健総務費9万円の増額。主なものは修繕料の8万円で公用車の修理分であります。

目の2高齢者福祉費30万円の増額は、食の自立支援事業いわゆる配食サービスの委託料であります。今年度6月より事業者が増設され、利用者も若干増加傾向にあります。委託料の増加が見込まれるためであります。

目の9母子保健事業費21万円の増額は、平成29年度事業費生産に伴う未熟児養育医療費等県負担金の返納金です。

目の13包括事支援センター運営事業費9万8,000円の増額は、システム改修の負担金です。

目の14健康増進事業費4万円の増額は、食生活改善推進員の研修会における研修テキスト代金となります。

款の3民生費、目の1児童福祉総務費2,220万円の増額は、歳入でもありました保育所運営費、いわゆる扶助費であります。

13ページ、目の5放課後児童クラブ運営事業費6万円の増額は、誘導灯の修繕であります。

次に、主な質疑といたしまして、高齢者福祉の中の食の自立支援事業の増加はどのくらいかに対しまして、担当課長より、利用者数でいきますと、平成29年度が55名、平成30年度が63名であるとのことであります。なお、新規参入の事業所より一より一では、ことし6月から事業開始をしております。

以上で審査を終了し、ほかに質疑・討論はなく、採決に入りました。異議なしと認め、議案第59号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第4号）は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第59号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第4号）は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

-
- △ 日程第2 議案第60号 平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - △ 日程第3 議案第61号 平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - △ 日程第4 議案第62号 平成30年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について
 - △ 日程第5 議案第63号 平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
 - △ 日程第6 議案第64号 平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
 - △ 日程第7 議案第65号 平成30年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（外内千里君）

日程第2、議案第60号、平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第7、議案第65号、平成30年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上6件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

では、引き続きまして、特別会計について申し上げます。

まず、議案第60号、特別会計補正予算議案第60号から第65号まで一括して申し上げます。

平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,291万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,612万8,000円とするものであります。

歳入は6ページ、款の10繰入金、目の1一般会計繰入金3,291万3,000円の増額であります。内訳は、職員給与費等繰入金379万円、財政安定化支援事業繰入金320万4,000円、法定外一般会計繰入金2,591万9,000円であります。

歳出は、款の1総務費、目の1一般管理費378万9,000円の増額は、主に、給与、諸手当、共済費等であります。

款の9諸支出金、目の8療養給付費等交付金償還金2,872万2,000円は、平成29年度の負担金の精算返還金であります。目の9特定健康診査等負担金償還金8万5,000円も同様の趣旨であります。

次に、議案第61号、平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,740万4,000円

とするものであります。

歳入は6ページ、款の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料、現年度分普通徴収保険料20万円の増額です。

款の2国庫支出金、目の4介護事業補助金18万2,000円の増額です。

款の7繰入金、目の5その他一般会計繰入金、事務費繰入金30万3,000円の増額であります。

歳出は7ページ、主なものはシステム改修負担金の増によるものですが、款の1総務費、目の1一般管理費36万5,000円の増額は、システム改修費です。目の1賦課徴収費8,000円の増額は保険料の公金振替手数料です。目の1認定調査費等費11万2,000円の増額の内訳は、旅費が5万円、これは認定審査会に、国が検査を行う際に担当者も現地入りすることが必要とされているためであります。ほか、訪問調査委託料6万2,000円は、当該の被保険者の増に伴う委託料の増額によるものです。

款の3地域支援事業費、任意事業費、包括的支援事業費10万円の増額。

款の6、目の1第1号被保険者還付金10万円の増額は、死亡所得の更正によるものであります。

次に、議案第62号、平成30年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,098万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,579万9,000円とするものであります。

歳入は6ページ、款の2繰入金、目の1老人福祉施設事業基金2,335万8,000円の減額です。

款の3繰越金、目の1繰越金1,237万8,000円の増額です。

歳出は7ページ、款の1総務費、項の1施設管理費1,098万円の減額は、職員の人事異動に伴う減額であります。

次に、議案第63号、平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ998万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,527万3,000円とするものであります。

歳入は6ページ、款の使用料及び手数料、目の1衛生使用料200万円の減額。主に4月から11月までの実績値を集計した結果、300万円の減額になったためであります。なお、滞納繰越分の水道使用料は100万円の増額です。

款の4繰入金、目の1一般会計繰入金412万円。

款の6諸収入、目の1雑入786万円の増額は、消費税還付金であります。

次に、歳出は7ページ、款の1総務費、目の1総務管理費798万円の増額、主に簡易水道事業基金積立金786万円の増額です。これは歳入でありました消費税還付金を充当するものであります。

款の2施設、目の1簡易水道施設整備費200万円の増額は、簡易水道整備事業における給水工事の工事費を増額しております。

款の3公債費、1負担金、これは財源の組み替えによるもので、水道使用料金の減額に伴う分を組み替えたものであります。

主な質疑といたしまして、歳入の部で300万円の水道使用料が減額になっている主な要因は何かの質問に対しまして、減少した主な要因は大口受給者の漏水対策が施されたためであると

のことであります。2番目に、滞納繰越分の100万円に対し、これは個人の水道使用料の滞納分であるとのことであります。

次に、議案第64号、平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,834万9,000円とするものであります。

歳入は6ページ、款の3繰入金、目の1繰入金、一般会計繰入金130万円の増額です。

歳出は7ページ、款の2施設管理費、目の1施設運用管理費130万円の増額で、内訳は燃料費10万円、技術点検料120万円で管理委託費の増によるものであります。

次に、議案第65号、平成30年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,576万5,000円とするものであります。

歳入は6ページ、款の4繰入金、一般会計繰入金92万5,000円の減額です。

款の6諸収入、目の1雑入、過年度収入125万円の増額は滞納繰越分です。

歳出は7ページ、款の1土木費、目の1一般管理費32万5,000円の増額です。人件費と発電機の燃料費10万円です。

以上で審査を終了し、ほかに質疑・討論はなく、採決に入りました。異議なしと認め、議案第60号から議案第65号までは全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号から議案第65号までの6件を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第60号から議案第65号までの6件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号、平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、議案第65号、平成30年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまで以上6件は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第68号 喜界町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

等を定める条例の全部を改正する条例について

○議長（外内千里君）

日程第8、議案第68号、喜界町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について議題とします。

委員長の報告を求めます。産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

声がだんだん聞きづらくなると思いますが、申し上げます。

条例でございますが、議案第68号、喜界町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について。

中身の第1条から第7条までは、皆さん方それぞれお目通しください。

この条例は平成30年3月に制定した条例であります。国の示す省令等を準用するよう参酌し、その全部を改めるものであります。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

以上であります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第68号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号、喜界町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 陳情第3号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

○議長（外内千里君）

日程第9、陳情第3号、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書について議題とします。

委員長の報告を求めます。産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

陳情第3号について、さきの9月定例会に陳情3号、いわゆる陳情書が移植ツーリズムを考える会九州事務局代表から出されておりましたが、9月の委員会の中では継続審議とされておりました。

このたびの12月10日の当委員会の中で審議をいたしました。この移植ツーリズムを考える会の事務局の実態がなかなか把握できませんでした。それで当委員会の意見として、意見書案の記載事項の趣旨に同意できないため不採択とすべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（外内千里君）

起立少数です。したがって、陳情第3号、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書については不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。40分に再開いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（外内千里君）

会議を再開いたします。

△ 日程第10 議案第66号 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

△ 日程第11 議案第67号 喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（外内千里君）

日程第10、議案第66号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてから、日程第11、議案第67号、喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、榮 哲治君。

[総務文教常任委員長榮 哲治君登壇]

○総務文教常任委員長（榮 哲治君）

報告いたします。

去る12月7日、本会議において当総務文教常任委員会に付託された議案第66号から議案第67号までの審査が終了いたしましたので報告いたします。

当委員会は12月10日、委員全員出席のもと、当委員会日程を1日間と定め、審査に当たっては所管課長の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その経緯と結果を報告いたします。

議案第66号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてですが、今回の改正は人事院勧告に基づくもので、期末手当の平成30年12月支給分を1.725カ月から1.775カ月に0.05カ月分増加させるもので、12月10日の支給は改正前の支給率1.725カ月で支給し、議案可決後に追給として0.05カ月分を支給するものであります。

また、平成31年度以降の期末手当の支給率変更の増加分を加算し、6月と12月の支給率を同率とするものであります。

附則第1項第2条、第4条、第6条は、平成31年4月1日より施行、附則第2項第1条、第3条、第5条の改正条文は平成30年12月1日にさかのぼって適用、附則第3項、平成30年度12月10日に改正前の率で支給した期末手当は、改正後の率で支給する期末手当の内払いとするものであります。

次に、質疑について報告いたします。

人事院の勧告ということですが、一般企業の状況を把握してそれにあわせて勧告ということでは理解してよろしいでしょうかとの質疑に、そのとおりであるとのことでした。

喜界島の状況について、家庭の主婦は三つぐらいの仕事をかけ持ちしている人もおり、子育てしづらい環境にあると思う、それについて底上げができればいいと思うがどうかの質問に、最低賃金が上がり、来年以降も期待できると思います。再来年の会計年度任用職員等の準備をしていますが、各手当等の改善もあるでしょうし、それに伴い地域の改善もあると思います。

次に、議案第67号、喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてですが、これは喜界町職員の勤勉手当率の変更で0.05カ月分増加させるものであります。平成31年以降の期末手当の支給率を変更し、6月と12月ともに同率とするものであります。また、喜界町は再任用はいないが、あった場合のため計上してあります。

予算書の19ページの、特別職給与費明細書の町長等の金額について、率の変更はあるが金額の変更のないのは、町長等は10%削減がありますが、削減前の予算額なので増額はないということであります。

附則第1条、第2条、第4条の改正は平成31年4月1日から施行、附則第1条第2項、第1条と第3条の規定の中で、給料表、初任給調整手当の改正は平成30年の4月1日にさかのぼって適用、勤勉手当の率変更は平成30年度12月1日にさかのぼって適用、附則第2条、この条例の改正前に支給した給与は改正後に支給した給与の内払いとするものであります。附則第3条改正法案に倣い、規則への委任規定を設けるものであります。

以上で審査が終了し、議案第66号は反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり

可決することに決定いたしました。また、議案第67号は討論はなく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対する者の発言を許可します。良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

私は議案第66号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について反対をします。

この条例案は、先ほど委員長のほうからもありましたように、町長、副町長、教育長の3役及び議員の期末手当、いわゆるボーナスを引き上げるものであります。もとより私は、同時に提案されております議案第67号、一般職の皆さんを対象とした喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については賛成の立場でございます。労働基本権が制約されている代用としての人事院勧告、それは各自治体の実情に合わせて完全に実施すべきものだというふうに考えております。しかし、町長と特別職と私ども議員合わせて15名の期末手当を0.05カ月引き上げる提案66号については反対をいたします。

理由を述べます。

一つ、町民は相次ぐ自然災害で収入が減っているところに加えて、台風の復旧作業に多額の費用支出を余儀なくされています。これは今後、町内における小売店や飲食業などの各方面の売り上げ不振など、町内の個人需要を悪化させ、いずれ町の各種税収にも影響してくるだろうというふうに思われます。

今週お会いしましたあるサトウキビの専業農家の方は、昨年12月から本年3月期に収穫したキビについては収量が減り、かつ糖度が11度にとどまったことにより、売上高が約180万円、そこから50万円の借地料を支払い、残りで月々の医療費や墓参り等の費用を払っているという状況のようであります。そして現在、この11月に入ってから食費もままならないと窮状を訴えています。ちなみにその方の昨年度の売り上げは400万円ありました。それが今回は180万円まで減っているということでもあります。また、ある農家の方は今回の台風でトラクターの車庫の鉄製の扉が壊れて修理をしたのですが、その修理費用について支払きれなかったというふうな状況でもあったようであります。

そしてまた、多くの農家の方が今回の自然災害による減収で生活が厳しくなっているのは明らかであります。ある大規模農家の方がおっしゃるには、恐らく6割のキビ農家の方については相当厳しい生活をせざるを得ない状況まで追い込まれているだろうというふうにおっしゃっております。先ほど委員長のほうからもありましたように、農家以外でも少なくない方々が、複数のアルバイト、パートを掛け持ちしている、そういうふうにして生活をしている実態であります。

このように町民の暮らしが厳しい中、町民意識からかけ離れた特別職15名の期末手当の引き上げについては、とても町民の理解を得られるというふうには思いません。もちろん、私たち議員も日々の生活があるわけでありまして、月額基準額でいきますと22万8,000円、この議員報酬だけでは日々の暮らしが厳しいのは明らかであります。ましてや若い世代は子育てで大変でもありますし、できれば子供たちは大学等の高等教育まで受けさせたい、これは極めて当然の思いであります。喜界町の現職議員は、議員報酬以外にも農業所得や賃金、そして年金など収入など合わせて生計を維持しているのが実態でございます。全国的にも町村議会議員の場合、議員報酬のみの方は少ないのではないのでしょうか。

私は調べてみました。平成27年の全国町村議会議長会の調査によれば、全国で約1万1,160人の町村議会議員のうち、そのうち約8割の方が、農業、建設業、卸・小売業を中心に職業を持っているわけでありまして、8割の方が既に議員以外の職業をきちんと持っているということでもあります。2割の方が議員を専業としているということでもあります。議員の年代構成も一方のデータとしてありまして、そのうち72.5%が60歳以上なんですね。つまり年金をもらっている。私もそうですが年金をもらっている、そして議員活動を行っているということでもあります。つまり、残念ではありますが、今、議員の報酬だけで、専業として議会活動続けるというのはなかなか難しいということでもあります。つまり喜界町の議員が特段低い報酬ではなく、ほかの自治体の議員同様に議員以外の職業をお持ちで、それらの収入を合わせて生計を立てているのが全国的な実態でもあります。

先ほど述べましたように、被災されている町民の生活は大変厳しいものであります。ここは町民の理解を得られない3役含めた特別職15名のボーナスの引き上げは行わず、据え置きとすべきであります。将来、景気が回復し、町民の生活が向上してきたときに改めて引き上げを検討すれば、町民の理解も得られるのではないのでしょうか。

本町でも、議員の報酬を上げないと議員のなり手がいないとの論調が散見されるわけですが、その前にすべきことがたくさんあります。一つは、議会をこういう形でやっているわけですが、夜間にやるだとか、土日の休日にやるだとか、あるいはもっと議会事務局の体制を厚くするだとか、あるいは公務員などの兼職を制限する規定がありますが、その緩和だとか撤廃、それらをやって議会に参入しやすい、議員に立候補しやすい環境整備を一方では進めていく必要があるかと思っております。

ボーナス、期末手当の0.05カ月を引き上げないで据え置いたからといって、喜界町に議員のなり手がいない、そういうふうになっている町民はほとんどいないでしょう。議員でもそう思っている方はいないと思います。0.05カ月というのはそういう数字であります。

また3役の皆さんは、これまでずっと1割の給与をカットされているわけですが、これと関連づけて期末手当、ボーナスの引き上げが必要だというふうな論調も見られますけれども、それは本来、毎回議会の中で1割カットするという条例が出てくるわけですから、そのときにきちんと反対をして否決すれば済むことでもあります。今回の人事院勧告と絡めた論調については筋が通らないということでもあります。

また、町外でもさまざまな動きが出ております。議員のなり手がいないとして全国的に注目された村民が500人の高知県の大川村におきましては、地方自治法94条に基づいて議会を置か

ずに、かわりに有権者全員で構成する住民総会を検討したところではありますが、現実的には会場の問題だとかあるいはお年寄りをどうやって会場まで移動してもらうんだという交通機関、移動手段がありまして、議会を継続するというところで落ちついております。

私はこの3年間、特別職の期末手当の引き上げの議案については、町民の理解を得られないとして反対をしてきているところではありますが、報道によりますと、東京都議会におきましては、4会派が都議会議員の期末手当の引き上げをやめて据え置く条例改正案を発表しております。12月初旬に大きくマスコミが取り上げているところでもあります。

都議会議員の期末手当の支給割合は、東京都の職員の期末手当に連動しているために、職員の支給割合が引き上げられますと都議も引き上げられる、そういうリンクしている仕組みになっております。この条例案の提案趣旨は、まさに私が先ほど来、申し上げているように、国民の所得が伸び悩んでいる中で、議員の期末手当を引き上げるのは都民の理解を得られないという趣旨を述べております。ほかの自治体に比べますと、東京都の場合は予算は潤沢で地方交付税も受けてない。そういう議会ですら、こういう新たな動きが出てきているわけであります。

私は町民のこの生活実態からかけ離れて、到底理解の得られない期末手当を引き上げる議案第66号には反対をします。

以上で討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（外内千里君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。里村忠弘君。

○11番（里村忠弘君）

反対もあれば、賛成もあります。述べます。

議案第66号、議案第67号について賛成討論を行います。

第66号、第67号について賛成理由を2点申し上げます。

1、人事院勧告は、一般企業の賃上げ事情を考慮して、国家公務員、地方公務員の給与を調整する唯一の手段だと理解いたします。勧告に沿うべきだと私は考えます。現在も町長や副町長、教育長においては、財政状況を考慮し、給与の10%削減を継続しております。そのような事情を考え、ほかの町村と比較すると、減額されていると理解をするものであります。

2番目、全国的に議員のなり手が不足し、議会の制度の見直しも国においては議論されております。その一因として報酬問題も指摘されておりますが、本町においては、財政事情も考慮し議員定数削減を繰り返し、20名から14名を実現して、現在の定数12名で少数精鋭を目指し奮闘をしているところでございます。また、もろもろの手当をカットして現在に至っております。それと、町村議会においては、国、県、市のような政務調査費がございません。議会にかかわる全ての経費を報酬で賄わなければなりません。若い方々が議会を目指す環境整備には、近隣町村に類似する報酬が必要かと考えるところでございます。

以上、もろもろ申し上げましたが、私は原案に賛成するものといたします。以上です。

○議長（外内千里君）

次に、原案に反対する者の発言を許可します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

それでは、原案に賛成する者の発言を許可します。いらっしゃいませんか。上間一寛君。

○12番（上間一寛君）

議案第66号についての賛成の討論を行います。

人事院勧告制度の意義や役割を十分理解した上で、人事院会が置かれていない一般市町村においては、国の取り扱いや都道府県の勧告等を最大限に尊重し、地方公務員法の給与決定の諸原則に準拠し、それぞれの責任において決定されることだと理解いたしております。

議案第67号とも関連しておりますので、先般の台風24号や集中豪雨への対応を初め、キビ交付金単価の5年ぶりの引き上げ決定を、一般職員は全体の奉仕者としての高い倫理観、あるいは使命感を持って日々全力で取り組んでおります。公務を的確に遂行できる人材の確保・育成に積極的に取り組むことにより勤務環境を整える、それが特別職である町長等の給与等に関する条例改正だと私は理解しております。

勧告どおり実施することによって、公務全体として士気の一層の向上につながることに私は確信しております。

よって議案第66号については妥当と認め、賛成するものであります。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（外内千里君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

以上で討論を終結します。

これから議案第66号から議案第67号まで、2件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。議案第66号から……。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

ちょっと待ってください。良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

現在、私は66号について反対であると、67号については全面的に賛成だ、完全実施してくれと、こういうことを言っているわけですね。賛成される方たちはちょっと混同して、二つを同時に、いかにも私の反対討論が人勧について実施をするなど言っているというニュアンスでとってるんですね。それで、議事の進め方としましてはね、66号と67号……。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君に申し上げます。一括してこの2件は議題として上げられていますので、その議題を上げる前の段階でそのことについては申し出てください。本日は、議題2件は一括して議題として上げられていますので、その2件は一括して採決することになっています。よろしいでしょうか。

○3番（良岡理一郎君）

やむを得ませんね。

○議長（外内千里君）

それでは、これから議案第66号から議案第67号までの2件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。議案第66号から議案第67号までの2件について、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（外内千里君）

起立多数です。したがって、議案第66号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてから、議案第67号、喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第69号 小型焼却炉の物品売買契約の締結について

○議長（外内千里君）

日程第12、議案第69号、小型焼却炉の物品売買契約の締結についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

おはようございます。議案第69号、財産の取得について御説明申し上げます。

小型焼却炉の物品売買契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容ですが、契約の目的、小型焼却炉T G 49 N 1型、愛称をチリメーサーと言っておりますが、これが契約の目的。契約の方法は見積もり入札。契約金額は1,890万円。契約の相手方、沖縄県うるま市勝連南風原5192番42、株式会社トマス技術研究所代表取締役福富健仁でございます。

本年度の台風24号により本庁クリーンセンターが被災を受け、可燃ごみを焼却できず仮置きしている状況です。今回のような状況を踏まえ、少しでも町民に対する迷惑を回避するために小型焼却炉の購入をするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから議案第69号について採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号、小型焼却炉の物品売買契約の締結については可決されました。

△ 日程第13 同意第5号 教育委員会教育長の任命について

○議長（外内千里君）

日程第13、同意第5号、教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

同意第5号、教育委員会教育長の任命についてお願いいたします。

教育委員会委員で教育長でもある積山泰夫氏が任期満了の平成31年1月1日をもって辞職することに伴いまして、次の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、大島郡喜界町大字荒木58番地1。氏名、久保康治。生年月日、昭和31年8月19日生まれ。お手元に履歴書を添付してございます。同氏の識見をして適任と思っておりますので、ぜひ御同意していただきますようお願い申し上げます。

なお、教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長の任期は3年と定められており、平成31年1月2日から平成34年1月1日が任期となります。よろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第5号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから同意第5号、教育委員会教育長の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。同意第5号について、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（外内千里君）

起立多数です。したがって、同意第5号の教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

△ 日程第14 議員派遣の件について

○議長（外内千里君）

日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日日程変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

△ 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（外内千里君）

日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第4回喜界町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
総務文教 常任委員会	議案第59号 議案第66号 議案第67号	平成30年度喜界町一般会計補正予算（第4号）について 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について 喜界町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
産業福祉 常任委員会	議案第59号 議案第60号 議案第61号 議案第62号 議案第63号 議案第64号 議案第65号 議案第68号 陳情第3号	平成30年度喜界町一般会計補正予算（第4号）について 平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について 平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第2号）について 平成30年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について 平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について 平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について 平成30年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について 喜界町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例について 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書